

平成18年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期12月7日(木)～12月19日(火)

(会期13日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 7日	木	本会議(開会)	・理事者提案説明
12月 8日	金	本 会 議	・一般質問、質疑
12月 9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	常任委員会	
12月12日	火	常任委員会	
12月13日	水	常任委員会	
12月14日	木	常任委員会	
12月15日	金	常任委員会	
12月16日	土	休 会	
12月17日	日	休 会	
12月18日	月	休 会	
12月19日	火	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成18年第4回西予市議会定例会会議録(第1号)

- |                 |            |                      |        |
|-----------------|------------|----------------------|--------|
| 1.招集年月日         | 平成18年12月7日 | 説明のため出席した者の職氏名       |        |
| 1.招集の場所         | 西予市議会議場    | 市長                   | 三好 幹二  |
| 1.開会            | 平成18年12月7日 | 助役                   | 別宮 静   |
|                 | 午前10時00分   | 収入役                  | 三好 藤治  |
| 1.散会            | 平成18年12月7日 | 教育長                  | 二宮 宇明  |
|                 | 午前11時55分   | 総務企画部長               | 森 英二   |
| 1.出席議員          |            | 建設部長                 | 鶴岡 康年  |
| 1番              | 田中 剛       | 産業部長                 | 小玉 岩康  |
| 2番              | 松山 清       | 生活福祉部長               | 武田 勉   |
| 3番              | 宇都宮 明宏     | 教育部長                 | 河野 豊昭  |
| 4番              | 松島 義幸      | 明浜総合支所長              | 安藤 芳夫  |
| 5番              | 元親 孝志      | 野村総合支所長              | 三瀬 通忠  |
| 6番              | 嶋川 武文      | 城川総合支所長              | 吉良 孝一  |
| 7番              | 沖野 健三      | 三瓶総合支所長              | 松本 正志  |
| 8番              | 森川 一義      | 病院総括事務長              | 上甲 福重  |
| 9番              | 亀井 秀男      | 消防本部消防長              | 是澤 孝次  |
| 10番             | 名本 修三      | 総務課長                 | 炭倉 貞明  |
| 11番             | 河野 作生      | 財政課長                 | 清水 忠夫  |
| 12番             | 藤井 朝廣      | 企画調整課長               | 清水 享司  |
| 13番             | 浅野 泰義      | 監査委員                 | 池畠 賢治  |
| 14番             | 浅野 忠昭      | 1.本会議に職務のため出席した者の職氏名 |        |
| 15番             | 三好 幸夫      | 事務局長                 | 九鬼 則夫  |
| 16番             | 岡山 清秋      | 議事係長                 | 井上 千浪  |
| 17番             | 酒井 宇之吉     | 1.議事日程               | 別紙のとおり |
| 18番             | 兵頭 勇       | 1.会議に付した事件           | 別紙のとおり |
| 19番             | 山本 英男      | 1.会議の経過              | 別紙のとおり |
| 20番             | 山本 昭義      |                      |        |
| 21番             | 梅川 光俊      |                      |        |
| 22番             | 鍵原 芳和      |                      |        |
| 23番             | 菊地 ミスギ     |                      |        |
| 24番             | 宇都宮 二郎     |                      |        |
| 25番             | 岡田 周三      |                      |        |
| 26番             | 山本 安男      |                      |        |
| 27番             | 平野 武男      |                      |        |
| 28番             | 大竹 忠盛      |                      |        |
| 29番             | 二宮 元       |                      |        |
| 30番             | 坂本 隆重      |                      |        |
| 31番             | 浅野 豊重      |                      |        |
| 1.欠席議員          | なし         |                      |        |
| 1.会議録署名議員       |            |                      |        |
|                 | 16番 岡山 清秋  |                      |        |
|                 | 17番 酒井 宇之吉 |                      |        |
| 1.地方自治法第121条により |            |                      |        |

議 事 日 程

- |   |  |         |   |
|---|--|---------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名<br>(16番 岡山清秋、17番 酒井宇之吉)                               |         |   |
| 2 | 会期の決定<br>(12月7日～12月19日 13日間)                                     |         |   |
| 3 | 承認第 9号 専決処分第9号の承認を<br>求めることについて(平成18年度西予市一般会<br>計補正予算(第5号))      | 議案第187号 | 西予市農業委員会の部会<br>の委員定数に関する条例<br>の一部を改正する条例制<br>定について    |
| 4 | 議案第176号 多田地区生活改善工事第<br>12工区工事変更請負契<br>約について                      | 議案第188号 | 西予市簡易水道及び愛媛<br>県条例水道の設置に関す<br>る条例の一部を改正する<br>条例制定について |
| 5 | 議案第177号 西予市国民保護対策本部<br>及び西予市緊急対処事態<br>対策本部条例制定につ<br>いて           | 議案第189号 | 西予市農業集落排水処理<br>施設条例の一部を改正す<br>る条例制定について               |
|   | 議案第178号 西予市災害派遣手当の支<br>給に関する条例制定につ<br>いて                         | 議案第190号 | 西予市農業集落排水処理<br>施設使用料徴収条例の一<br>部を改正する条例制定に<br>ついて      |
| 6 | 議案第179号 西予市個人情報保護条例<br>の一部を改正する条例制<br>定について                      | 議案第191号 | 西予市公共下水道条例の<br>一部を改正する条例制定<br>について                    |
|   | 議案第180号 西予市情報公開条例の一<br>部を改正する条例制定に<br>ついて                        | 7       | 議案第192号 愛媛県後期高齢者医療広<br>域連合の設立について                     |
|   | 議案第181号 西予市教職員宿舍条例の<br>一部を改正する条例制定<br>について                       | 8       | 議案第193号 西予市過疎地域自立促進<br>計画の変更について                      |
|   | 議案第182号 西予市立学校及び幼稚園<br>設置条例の一部を改正す<br>る条例制定について                  | 9       | 議案第194号 愛媛県市町総合事務組合<br>規約の一部変更について                    |
|   | 議案第183号 西予市立学校給食センタ<br>ー及び学校給食調理場条<br>例の一部を改正する条例<br>制定について      | 議案第195号 | 愛媛県地方税滞納整理機構<br>規約の一部変更について                           |
|   | 議案第184号 西予市公民館条例の一部<br>を改正する条例制定につ<br>いて                         | 議案第196号 | 八幡浜・大洲地区広域市<br>町村圏組合規約の一部変<br>更について                   |
|   | 議案第185号 西予市立学校施設の開放<br>に関する条例の一部を改<br>正する条例制定について                | 議案第197号 | 南予水道企業団規約の一<br>部変更について                                |
|   | 議案第186号 西予市農業委員会の選挙<br>による委員の定数及び選<br>挙区等に関する条例の一<br>部を改正する条例制定に | 議案第198号 | 南予地方水道水質検査協<br>議会規約の一部変更につ<br>いて                      |
|   |  | 10      | 議案第199号 平成18年度西予市一般<br>会計補正予算(第6号)                    |
|   |  | 11      | 議案第200号 平成18年度西予市授産<br>場特別会計補正予算(第<br>2号)             |
|   |  |         | 議案第201号 平成18年度西予市国民<br>健康保険特別会計補正予<br>算(第3号)          |
|   |  |         | 議案第202号 平成18年度西予市老人<br>保健特別会計補正予算                     |

- (第3号)
- 議案第203号 平成18年度西予市介護  
保険特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第204号 平成18年度西予市簡易  
水道事業特別会計補正予  
算(第3号)
- 議案第205号 平成18年度西予市農業  
集落排水事業特別会計補  
正予算(第3号)
- 議案第206号 平成18年度西予市公共  
下水道事業特別会計補正  
予算(第3号)
- 議案第207号 平成18年度西予市上水  
道事業会計補正予算(第  
3号)
- 議案第208号 平成18年度西予市病院  
事業会計補正予算(第1  
号)
- 追加 議案第209号 八幡浜地区施設事務組合  
規約の変更について
- 議案第210号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

- |   |   |              |   |  |  |
|---|---|--------------|---|--|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名  |              |   |  |  |
| 2 | 会期の決定   |              |   |  |  |
| 3 | 承認第 9 号 専決処分第 9 号の承認を<br>求めることについて（平成 18 年度西予市一般会<br>計補正予算（第 5 号））        | 議案第 188 号    | 西予市簡易水道及び愛媛<br>県条例水道の設置に關す<br>る条例の一部を改正する<br>条例制定について |  |  |
| 4 | 議案第 176 号 多田地区生活改善工事第<br>12 工区工事変更請負契<br>約について                            | 議案第 189 号    | 西予市農業集落排水処理<br>施設条例の一部を改正す<br>る条例制定について               |  |  |
| 5 | 議案第 177 号 西予市国民保護対策本部<br>及び西予市緊急処理事態<br>対策本部条例制定につい<br>て                  | 議案第 190 号    | 西予市農業集落排水処理<br>施設使用料徴収条例の一<br>部を改正する条例制定に<br>ついて      |  |  |
|   | 議案第 178 号 西予市災害派遣手当の支<br>給に關する条例制定につ<br>いて                                | 議案第 191 号    | 西予市公共下水道条例の<br>一部を改正する条例制定<br>について                    |  |  |
| 6 | 議案第 179 号 西予市個人情報保護条例<br>の一部を改正する条例制<br>定について                             | 7 議案第 192 号  | 愛媛県後期高齢者医療広<br>域連合の設立について                             |  |  |
|   | 議案第 180 号 西予市情報公開条例の一<br>部を改正する条例制定に<br>ついて                               | 8 議案第 193 号  | 西予市過疎地域自立促進<br>計画の変更について                              |  |  |
|   | 議案第 181 号 西予市教職員宿舍条例の<br>一部を改正する条例制定<br>について                              | 9 議案第 194 号  | 愛媛県市町総合事務組合<br>規約の一部変更について                            |  |  |
|   | 議案第 182 号 西予市立学校及び幼稚園<br>設置条例の一部を改正す<br>る条例制定について                         | 議案第 195 号    | 愛媛地方税滞納整理機構<br>規約の一部変更について                            |  |  |
|   | 議案第 183 号 西予市立学校給食センタ<br>ー及び学校給食調理場条<br>例の一部を改正する条例<br>制定について             | 議案第 196 号    | 八幡浜・大洲地区広域市<br>町村圏組合規約の一部変<br>更について                   |  |  |
|   | 議案第 184 号 西予市公民館条例の一部<br>を改正する条例制定につ<br>いて                                | 議案第 197 号    | 南予水道企業団規約の一<br>部変更について                                |  |  |
|   | 議案第 185 号 西予市立学校施設の開放<br>に關する条例の一部を改<br>正する条例制定について                       | 議案第 198 号    | 南予地方水道水質検査協<br>議会規約の一部変更につ<br>いて                      |  |  |
|   | 議案第 186 号 西予市農業委員会の選挙<br>による委員の定数及び選<br>挙区等に關する条例の一<br>部を改正する条例制定に<br>ついて | 10 議案第 199 号 | 平成 18 年度西予市一般<br>会計補正予算（第 6 号）                        |  |  |
|   | 議案第 187 号 西予市農業委員会の部会   | 11 議案第 200 号 | 平成 18 年度西予市授産<br>場特別会計補正予算（第<br>2 号）                  |  |  |
|   |   | 議案第 201 号    | 平成 18 年度西予市国民<br>健康保険特別会計補正予<br>算（第 3 号）              |  |  |
|   |   | 議案第 202 号    | 平成 18 年度西予市老人<br>保健特別会計補正予算<br>（第 3 号）                |  |  |
|   |   | 議案第 203 号    | 平成 18 年度西予市介護   |  |  |

- 保険特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第204号 平成18年度西予市簡易  
水道事業特別会計補正予  
算(第3号)
- 議案第205号 平成18年度西予市農業  
集落排水事業特別会計補  
正予算(第3号)
- 議案第206号 平成18年度西予市公共  
下水道事業特別会計補正  
予算(第3号)
- 議案第207号 平成18年度西予市上水  
道事業会計補正予算(第  
3号)
- 議案第208号 平成18年度西予市病院  
事業会計補正予算(第1  
号)
- 追加 議案第209号 八幡浜地区施設事務組合  
規約の変更について
- 議案第210号 市道路線の認定について

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成18年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今議会招集のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成18年第4回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入りましてことしも残すところ20日となりました。議員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のところを出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

ことしも児童虐待、いじめによる不登校や自殺、公務員の不祥事等暗いニュースが目立つ一年でありましたが、私たちが一番驚きましたことは、夕張市が平成18年度末の見込みで約360億円もの負債を抱えて財政破綻をしたことでした。国の三位一体の改革は、全国の自治体に影響を及ぼし、このままでは第二、第三の夕張市が出てくる懸念が強まっています。四国におきましても、実質公債費率が危険ラインとされる18%を超える自治体は、香川で4、愛媛が3、徳島が5、市町村合併がおこなわれている高知県は15で、合計27団体にも上っています。西予市におきましても、他自治体の例に漏れず財政事情は年を追うごとに非常に厳しくなっています。この難局を乗り切るためには、機構改革や定員適正化の推進等の組織的な見直しとともに、行政評価の考えを導入し、事務事業につきましても、徹底した見直しを図るなど、ありとあらゆる角度から改革に取り組み、行政のスリム化を図る必要があります。現在、平成19年度予算の編成作業を行っているところですが、相当厳しい見直しを迫られることは予想しております。

しかしながら、財政運営には最善の努力を払う所存でありますので、ご理解をいただきますとともに、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

先日は乙亥大相撲が開催されましたが、地元出身力士の玉春日関も九州場所です勝ち越しを決め、元気な姿を見せてくれました。野村町の地元の方はもとより、議員の皆様や野村町以外の市民の皆さんも地元の行事として大勢見に来られたことと

思います。このように、以前は郷土行事としての認識が薄かったものが、次第に郷土行事としての市内全体が共有できるようになってきたのも、合併後の一体感の醸成が進んできたあらわれであろうと感じております。

10月から運行を始めた野村・城川の福祉バスは、特に野村地区では盛況で、施策の効果が市民の皆さんに喜んでいただいています。

また、11月から運行の温泉巡回バスは、順調に推移しておりますが、さらに宣伝に力を入れ、より一層の活用をいただきたいと思います。どうか市民の皆様には、福祉バスや巡回バス等をご利用いただき、市内のほかの町へ足を運び、それぞれの地域行事や資源、施設に対して、市民全体で認識を深め、新たな発見や相互理解につなげていただきたいと思います。

さて、今回の定例会におきましては、議員の皆様から一般質問をお受けするとともに、専決処分承認1件、変更契約案件1件、条例の制定及び改正15件、広域連合設立、過疎計画変更、規約変更5件、平成18年度一般会計外補正予算9件の合計34件についてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご承認ご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び例月出納検査報告書はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に16番岡山清秋君、17番酒井宇之吉君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月19日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から12月19日までの13日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、承認第9号「専決処分第9号の承認を求めることについて(平成18年度西予市一般会計補正予算(第5号))」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 専決処分第9号の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第9号は、平成18年度西予市一般会計補正予算(第5号)について専決処分の承認を求めるものであります。

本市が宇和町山田地区において企業誘致に取り組んでおります農業生産法人による農産物処理加工施設の被用地が、西予市埋蔵文化財包蔵地である坪栗遺跡を含むことから、試掘調査を実施した結果、発掘調査の実施が必要となりました。今回の補正は、この調査に係る今年度の調査委託料負担及び調査要領の協議が調いしたところ、発掘調査に係る期間と農業生産法人による施設建設工事着工時期との関係上、早急に発掘調査を開始する必要がありましたため、調査経費について専決処分をしたものであります。

歳出では、主に発掘調査作業員の人件費及び発掘に係る機器のリース料等で、合計2,226万3,000円の増額であります。

歳入につきましては、行政発掘の事業者負担の原則から、全額事業者からの調査委託料を雑入に計上いたしました。これによりまして、歳入歳出予算にそれぞれ2,226万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を253億1,547万円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第9号については、会議規則第37条第2

項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号の承認を求めることについては原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの承認第9号は原案のとおり承認いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第176号「多田地区生活改善工事第12工区工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第176号「多田地区生活改善工事第12工区工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

多田地区生活改善工事につきましては、農業集落排水事業と営農飲雑用水事業の管路を同時に施工する工事であり、農業集落排水事業は平成21年度、営農飲雑用水事業は平成22年度供用開始を目指し整備を進めているところであります。本工事は、平成18年7月14日に1億710万円株式会社竹中土木四国支店と工事請負契約を締結し施工しておりますが、管渠工事の早期完成を図るため、9月20日に請負金額を2,163万円増額する1回目の設計変更をいたしております。このたび2回目の設計変更に伴い、請負金額を2,392万4,000円増額する必要が生じ、議決要件となる1億5,000万円を超えるため、去る11月17日に請負金額1億5,265万4,000円とする工事変更請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第176号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第176号「多田地区生活改善工事第12工区工事変更請負契約について」原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの議案第176号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第177号「西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について」及び議案第178号「西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第177号「西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法では、内閣総理大臣により本市に武力攻撃事態等の区域の指定がなされた場合は、市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる西予市国民保護対策本部の設置が義務づけられております。

また、テロ攻撃等による緊急対処事態においても同様に、西予市緊急対処事態対策本部を設置することが定められております。

本条例は国民保護法第31条及び第183条の規定により、西予市国民保護対策本部及び緊急対

処事態対策本部の組織に関し必要な事項を定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第178号「西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

近年、地球温暖化等気候の変化による局地的な集中豪雨、竜巻等による大規模災害が多発しており、また隣国からの武力攻撃災害の発生も懸念されております。これらについては、西予市においてもいつ発生してもおかしくない状況にあり、そうした事態が生じた場合は、国等の機関に対し、職員の派遣を要請する必要性が生じてくるものと予想されます。

本条例は、本市が国等の機関に対し、災害応急対策または災害復旧のための職員の派遣を要請した場合に、派遣された職員に対して支給する災害対策基本法第32条1項及び国民保護法第154条に基づく災害派遣手当の支給に関して必要な事項について定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第179号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」から議案第191号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第179号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現行の個人情報保護条例では、市との業務委託事業者に対して個人情報保護のための措置を講じるよう定めておりますが、公の施設の指定管理者に対しては、施設を協定に基づいて管理することから、直接的には条例上の委託業者としての取り扱いはしていません。

しかしながら、公の施設は個人情報を取得する機会が多いため、その管理や運用には十分な注意と配慮が必要であります。そのため、今回の改正により、個人情報保護のために委託業者が講じるべき措置について指定管理者に準用させるとも

に、指定管理者を初め出資法人等に対する個人情報保護のための措置について市のかかわりを強化するため、市の指導努力、義務規定を加えるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第180号「西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

電磁的記録状態いわゆるデータのままの状態の公文書については、現行の条例では情報公開の対象となる公文書として取り扱っていませんが、情報化社会の急速な進展に伴い、国等においても電磁的記録を対象文書として取り扱うようになり、また住民からの情報公開請求に当たって、CDやフロッピーディスク等のデータでの交付を希望する事例も生じてきております。

また、出資法人の経営状態や指定管理者の管理状況などに対する住民の関心が高まりつつあり、行政から独立した組織であっても、市の業務との関連において、情報公開の対象とする自治体がふえてきております。そうした状況を踏まえ、今回情報公開の対象文書に電磁的記録を加えるとともに、指定管理者を含む出資法人等に対する情報公開の努力義務並びに市の指導努力義務を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第181号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」、議案第182号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第183号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第184号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第185号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がありますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、学校施設及び公民館等の位置表示の修正を行うものであります。

市内各施設の地番は、数筆にまたがり設置されたものがあり、同一施設でありながら、条例により違う地番が表示されていたので、今回同一地番に統一、修正するものであります。

また、議案第182号、第183号、第185号につきましては、西予市立魚成小学校の改築に伴い地番を変更するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第186号「西予市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第187号「西予市農業委員会の部会の委員定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行によるもので、内容といたしましては、農業委員会の選任委員の選出方法等が見直され、団体推薦委員の推薦主体として、新たに土地改良区が追加されるものであります。

また、議会推薦委員につきましては、上限定数が5人とされていましたが、農業委員会の組織のスリム化を図る観点から、上限が4人に引き下げられました。これに伴い、選任委員の定数及び部会の委員の定数を改正し、次の一般選挙の日から施行するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第188号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

三瓶和泉簡易水道の施設は、設置後約30年が経過し、老朽化が目立ち、給水区域の住民には深刻な問題でありましたが、平成14年度から施工いたしました県営中山間地域総合整備事業和泉地区営農飲雑用水施設整備により施設が新たに整備され、今月には愛媛県より譲渡されることになりました。これに伴いまして、西予市三瓶町の区域における簡易水道料金体系の統一を図り、平成19年1月1日から適用するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第189号「西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の農業集落排水事業につきましては、平

成 18 年度より宇和町明間地区におきましても事業の新規採択を受け事業を実施しておりますが、平成 19 年度から処理場建設を開始することに伴い、処理施設に明間農業集落排水処理施設を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 190 号「西予市農業集落排水施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の農業集落排水事業につきましては、これまでに宇和町地区において、永長、神野久、田之筋、中川、石城処理区、野村町においては、長谷、岡成、阿下処理区の計 8 処理区は完成し、施設の使用料を徴収し、維持管理を行っているところであります。本年度より市が一括して徴収業務を実施している中で、滞納者に対する対応処理も重要な問題となってきております。今回の改正は、受益者の平等負担という観点から、滞納者を減らすために督促規定を明文化するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第 191 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市公共下水道の汚水料算定において、現在の規定では柔軟に対応できない特殊な要因もあることから、汚水料の減免理由を緩和するとともに、使用料の督促規定について所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

( 日程 7 )

議長 次に、日程第 7、議案第 192 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第 192 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在の医療制度は、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行の制度では現役世代と高

齢者世代の負担の不公平が指摘されております。このため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、平成 17 年 12 月に、政府・与党医療改革協議会で決定されました医療制度改革大綱に沿って、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、新たな高齢者医療制度を創設し、超高齢化社会を見据えた新たな医療保険制度体系を実現していくこととされました。

また、本年 6 月に高齢者の医療の確保に関する法律が国会で議決され、75 歳以上を対象とする後期高齢者医療制度について、その運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施することとし、またこの広域連合は、平成 18 年度中に設立しなければならないと定められました。

そこで、愛媛県においても、後期高齢者医療制度の運営を図るため、全市町が加入する広域連合を設置しようとするもので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

( 日程 8 )

議長 次に、日程第 8、議案第 193 号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第 193 号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の変更は、本市の過疎地域自立促進計画に、本年度実施する特別養護老人ホーム松葉寮の施設整備事業及び同じく法正園の施設整備事業に係る補助金、また来年度計画しております土居あんしんの家施設整備事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

( 日程 9 )

議長 次に、日程第 9、議案第 194 号「愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更について」から議案第 198 号「南予地方水道水質検査協議会

規約の一部変更について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第194号「愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更について」、議案第195号「愛媛地方税滞納整理機構規約の一部改正について」、議案第196号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約の一部変更について」、議案第197号「南予水道企業団規約の一部変更について」、議案第198号「南予地方水道水質検査協議会規約の一部変更について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から現行の助役制度から副市長に移行し、また収入役制度及び吏員制度が廃止となります。これに伴いまして、それぞれの一部事務組合理約について所要の改正を行うものであります。

なお、南予水道企業団規約の変更については、企業長の選任方法を南予地方水道水質検査協議会規約の変更については、会長の選任方法及び経費の支弁の方法をあわせて変更するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第194号から議案第198号までの5件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第194号「愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更につい

て」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第194号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第195号「愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第195号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第196号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第196号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第197号「南予水道企業団規約の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第197号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第198号「南予地方水道水質検査協議会規約の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第198号は原案のとおり決定いたしました。

(日程10)

議長 次に、日程第10、議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

国の19年度の予算の概要が見えてきましたので、まず初めに、国及び西予市の来年度の財政見通しについて触れたいと存じます。

日本経済は長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌し、ようやく未来への明るい展望を持てる状況になったと思われております。企業部門では、2004年度末に不良債権問

題が正常化し、雇用、設備、債務の3つの過剰が解消され、収益の改善や設備投資に対する需要の増大によって雇用情勢の改善あるいは個人消費の増加などに波及しており、国内民間事業に支えられた景気回復が続くと見込まれております。こうした中で、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、骨太の方針2006において、次世代を担う子供たちに新たな発展の基盤を引き継ぎ、過度な負担を残さないようにすることは、最重要課題として財政健全化努力を継続し、2011年度までには国、地方の基礎的財政収支いわゆるプライマリーバランスの黒字化を確実に実現するとの目標を設定しております。こういったことを踏まえ、国においては平成19年度予算の概算要求に当たって基本的な方針で、今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算として位置づけ、まずこれまでの財政健全化の努力を今後も継続していくこと、次に、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこと、次に、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施すること、そして基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制すること、以上の4点を主要な方針としております。

また、地方においては、平成19年度の地方財政計画については、所要の地方財政措置を講じるに当たり、基本方針2006に沿って国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせることや地方公共団体の自助努力を促していくことを進められ、地方財政計画の歳出規模が引き続き抑制されることになっております。

国はこのような厳しい基本方針を出していますが、地方はこれまでも厳しい歳出抑制の方針のもと地方財政計画において、給与関係経費や地方単独事業を中心に削減を進められ、各地方団体においても、事務事業の大幅なかつ抜本的な見直し、地方公務員の定数及び給与の削減、インフラ整備の抑制、施設更新の繰り延べなど厳しく歳出削減に取り組んできました。

しかしながら、地方財政は平成6年以降13年間連続して多額の財政不足を生じており、平成18年度末の地方の債務残高は204兆円程度で、国、地方の長期債務残高を合わせますと775兆円程度と見込まれ、依然として極めて厳しい状況が続いております。このような状況のもと本市においては、国、地方の財政状況や行財政の方針及び

合併後のまちづくりの基本方針として、平成17年度に作成した西予市総合計画や西予市行政改革大綱集中行政プラン、集中改革プラン等の趣旨に基づき、総合計画で示した将来像「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」を行政運営の基本方針として、すべての市民が西予市の未来に夢を抱き、自然と共生する美しく快適、安全な暮らしを確保するため不断に行政改革に取り組み、着実にまちづくりを推進する必要があります。

さて、平成19年度の財政見通しでございますが、市税については、地方経済情勢が好転しつつあるものの、農林水産業の低迷により、伸び悩みの傾向があり、さらには、税源移譲による住民税も期待したほどの増額も望めません。

また、国の三位一体改革による地方交付税や国・県補助負担金等の削減が一層進展していくものと考えられ、極めて厳しい状況になるものと思っています。

一方、歳出面においては、急激な少子・高齢化に伴う扶助費や合併特例債の償還に伴う公債費等の義務的経費の増大、特別会計、公営企業会計における繰出金、出資金、貸付金の増大等が見込まれております。

また、普通会計における平成17年度末段階において、市債残高は330億円を超え、平成18年度当初予算の1.4倍に達しております。

また、平成17年度における経常収支比率は90.6%、実質公債費率は13.9%、起債制限比率は9.9%となっており、今後それらの財政指標も急速に悪化することが予想され、財政の弾力性は著しく低下することが懸念されております。

以上のことを踏まえ、平成19年度予算編成方針では、真の自立を目指し、すべての職員が財政危機に対する認識を新たにするとともに、前例にとられない柔軟な発想や経営感覚を求め、また行政評価システムを導入しての事務事業全般の徹底した見直しや各種施設の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹した予算となるよう留意を促しているところでございます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ2億9,847万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億1,394万7,000円と定めるものであります。

その主な内容でございますが、まず総務費では、早期退職者への退職手当組合負担金の計上をいたしておりますが、ご案内のとおり、早期退職者制度は昨年度から導入し、7名の者が希望された経緯がございます。本年度は13名の希望があり、今後の財政上に大きな効果が得られるものと期待しているところでございます。

そのほか事務事業評価ASPシステム導入委託料や城川嘉喜尾地区のコミュニティー広場整備費を計上いたしております。

次に、民生費の主なものとしましては、特別養護老人ホーム法正園の改修事業補助金を計上いたしております。この改修事業につきましては、国が推進しております個室ユニットケアを特徴とする小規模生活単位型の特別養護老人ホームを目指すものでございます。

また、このほか仮称でございますが、石城地区あんしんの家整備補助金や障害者居宅生活支援費負担金、重度心身障害者医療扶助費を計上いたしております。

次に、衛生費では、宇和清掃センターと城川清掃センターにおける作業環境を整備するための工事負担金を計上いたしております。

次に、農林水産費につきましては、野村、城川両町の高齢者等肉用牛貸付事業の終了に伴い、補助金返納金を計上しております。

次に、土木費では、宇和町稻生地区高速道路対策協議会に対する補助金を計上、また消防費では、防災マップ経費を計上しております。

さらに、野村、城川地区の災害復旧費や地域振興基金積立金などを計上いたしております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして、主な歳入につきましてご説明いたします。

まず、国庫補助金では、特別養護老人ホーム法正園の改修事業に伴うもの、さらには、あんしんの家を整備補助金などを計上しております。

県補助金につきましては、障害者居宅生活支援費や重度心身障害者医療費補助金などを計上しております。

このほか野村、城川町地区高齢者等肉用牛貸付事業の返納金に対処すべき基金繰入金や高速道路用地代金などを計上しております。

また、サテライト西予が12月28日のオープン予定でございますので、その交付金を計上して

おりますが、この上で歳出に不足する財源措置として財政調整基金1億936万2,000円の繰り入れを行っております。

以上、ご説明しましたが、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。(休憩 午前11時00分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午前11時10分)

清水財政課長。

清水財政課長 それでは、予算書の24ページをお開き願いたいと思います。

24ページでございますが、3節の職員手当でございますが、この職員手当は、主に早期退職者の特例措置による退職手当の加算金であります。勸奨者は51歳から58歳の者で計13名となっております。この13名の職員が定年まで在職したと仮定した場合で、今回の加算金としての一時金を差し引きいたしますと約3億6,000万円の削減になるかと試算をいたしております。

次に、13節委託料140万円ですが、これは現在行政評価を推し進めておりますが、それを電算処理し予算に反映しなければなりません。

しかし、今の財務会計システムの処理能力が限界となっておりますので、今回能率協会とのシステムを利用し、運用する経費を計上しております。

次に、27ページをお願いいたします。

27ページの19節のコミュニティー助成事業補助金240万円は、城川町嘉喜尾地区のコミュニティー広場2,700平米の整備に対し補助金を交付するものであります。

次に、29ページをお願いいたします。

19節の地域会合福祉空間整備等補助金5,750万円につきましては、特別養護老人ホーム法正園の改修事業に伴う国の交付金5,000万円を一度市に受け入れをし、その後野村社会福祉施設協会へ補助するものであります。増改修工事面積等は、鉄骨づくり一部木造平家建て2,479平米となっております。

また、これと同様に、(仮称)石城あんしんの家に対しても750万円の交付金を宇和町社会福

社施設協会へ補助するものであります。

事業内容としましては、木造2階建て172平米の屋家をバリアフリー化し、介護予防の拠点施設とするものであります。

その下の施設整備補助金4,300万円は、市単独補助金でありまして、総事業費の8分の1を補助するものであります。

次に、30ページをお開き願います。

28節の介護保険事業勘定繰入金263万7,000円は、来年度4月1日に開設予定の地域包括支援センターの準備経費等を計上いたしております。19節の負担金補助及び交付金390万円の減額と20節の扶助費2,584万1,000円の増額につきましては、対象者の増減や医療費の伸び率が高かったために、当初見込みとの差異が生じております。そういった理由でございます。

35ページをお願いいたします。

15節工事請負費489万3,000円でありませんが、これは宇和清掃センターの作業場には、現在屋根がなく、一般廃棄物の保管や選別作業に支障を来しております。そこで、今回作業効率を高めるために、鉄骨平家建て119平米の作業所を増築するものであります。

また、城川清掃センターの作業場の一部について、屋根、外壁の取り付け工事を行うものであります。

次に、38ページをお願いいたします。

21節貸付金830万円の減額と23節の償還金8,211万4,000円でありましたが、これは野村、城川両町におきまして、昭和51年から国県の補助金と両町の財源をもとに高齢者等肉用牛貸し付けに係る基金を設置し、家畜導入事業を展開しておりましたが、この事業が今年度限りで終了することになりましたので、補助金を返納するものであります。

次に、44ページをお願いいたします。

19節の地元高速道路対策協議会補助金3,110万4,000円でありませんが、これは宇和町稲生地区が所有する物件が道路公団に買収されるために、一度市の歳入に受け入れをし、その後地元協議会に支出をするものであります。

3目の道路新設改良費1億1,040万円の減額は、主に三瓶町垣生34号線の改良工事の見直しと宇和町下宇和地区4号線の実施設設計の変更に

よるものであります。

次に、47ページをお願いいたします。

11節の需用費222万2,000円につきましては、各町ごとの防災マップの作成費を計上しております。

なお、各世帯には4月ごろに配布する予定となっております。

次に、57ページをお願いいたします。

57ページの25節の積立金1億円でございますが、これは地域振興に要する経費の財源に充てるために基金の積み立てを行うものであります。

なお、この財源は合併特例債を充当いたしません。

次に、歳入でございますが、13ページへ返っていただきたいと思っております。

13ページの1節社会福祉国庫補助金の中の障害者居宅生活支援費国庫補助金1,100万円は、支援対象者の増と対象費用の増額に伴ったものであります。

また、地域介護福祉空間整備交付金5,750万円でありませんが、これは特別養護老人ホーム法正園と石城あんしんの家の改修事業に対する交付金であります。

その下の漁礁整備事業国庫補助金は、県補助金との組み替えでございます。

また、まちづくり交付金は、卯之町町並み舗装事業に係る追加と旧町地区196号線の道路改良工事に係る追加の交付金であります。

次に、14ページであります。1節の中の重度心身障害者医療費県補助金1,200万円は、主に医療費の増加に伴ってのものであります。

次に、17ページでございますが、1節の土地売却収入3,500万6,000円につきましては、主に宇和町稲生地区にあります物件の売却によるものであります。

18ページの野村町、城川町地域高齢者等肉用牛貸し付けに係る基金繰入金4,303万6,000円と3,077万6,000円につきましては、歳出の中でご説明申し上げましたとおり、家畜導入事業が本年度に限り終了するためにこの基金を繰り入れし、国、県に返納するものであります。

次に、21ページですが、5節のサテライト西予地域対策費交付金370万円は、売上金の1%から12カ月分の3を乗じた額を見込んでおりま

す。

次に、22ページの市債につきましては、主に地域振興基金に充当するためのものと特老法正園の改修事業に伴うもの、また災害復旧費に係る起債を計上いたしております。

以上でございます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程11)

議長 次に、日程第11、議案第200号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第208号「平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」についてまでの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第200号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,427万円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の事業費で、消耗品費5万円、修繕料15万円、老朽化機器更新のための備品購入費80万円を増額いたしております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金100万円を計上いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第201号「平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、明浜の診療所における燃料費、修繕料並びに医業費の増額が主な内容であります。

それでは、診療所別にご説明いたします。

俵津診療所の歳出では、総務費59万2,000円、医業費230万6,000円を増額いたしました。

歳入では、繰入金289万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,562万3,000円といたしました。

次に、狩江診療所でございます。

歳出では、総務費6万2,000円、医業費20万円を増額いたしました。

歳入では、繰入金26万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,041万3,000円といたしました。

次に、高山診療所でございますが、歳出では、総務費15万1,000円増額、医業費21万円を減額いたしました。

歳入では、診療収入1万6,000円、諸収入4万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,568万8,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第202号「平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では一般管理費で報償費を40万円減額し、旅費を1万円、消耗品費を4万5,000円それぞれ増額いたしました。

また、新たに今年度末に設立される後期高齢者医療広域連合の準備のために設置された広域連合設立準備委員会の運営経費に対する西予市分担金を180万9,000円計上いたしました。

次に、歳入につきましては、交付決定された平成18年度老人医療費適正化推進費国庫補助金237万1,000円を計上するとともに、一般会計からの事務費等繰入金を92万2,000円減額いたしました。

また、一部負担金の過誤差額徴収分として、雑入を1万5,000円計上いたしました。これによりまして歳入歳出をそれぞれ146万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を69億5,300万2,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続いて、議案第203号「平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護認定調査に伴う賃金の増額と地域支援事業予算の組み替えが主なものでございます。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ123万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を42億8,834万1,000円といたしました。内訳としまして、歳出では、総務費の総務管理費を79万7,000円、保険給付費の特定入

所者介護サービス等費を49万9,000円、地域支援事業費の介護予防事業費を34万4,000円増額し、包括的支援事業、任意事業費を40万6,000円減額いたしました。

歳入では、保険料の介護保険料を34万4,000円減額、国庫負担金を9万9,000円増額、国庫補助金を103万7,000円減額、県負担金を6万2,000円増額、県補助金を51万9,000円減額、支払基金交付金を22万6,000円、一般会計繰入金を263万7,000円、負担金を11万円増額いたしました。

次に、施設勘定予算についてであります。明浜特別養護老人ホームの勘定の歳入歳出予算の総額に増減はございません。これらの補正内訳といたしましては、総務費の施設管理費を152万9,000円増額し、基金積立金を152万9,000円減額いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第204号「平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、多田地区営農飲雑用水施設事業に伴う受託収入と工事請負費を増額補正するもので、歳入歳出予算にそれぞれ2,096万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,748万7,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものとして、総務管理費において、多田地区営農飲雑用水施設事業に係る負担金を22万6,000円増額計上いたしております。このほか和泉浄水場の供用開始に伴う光熱水費36万円の増額を含む需用費78万9,000円、役員報酬15万6,000円、役務費2万2,000円の増額と委託料90万円の減額補正をあわせて29万3,000円の増額計上をいたしております。

施設整備事業費においては、南水源の試掘に伴う委託料206万5,000円の増額及び多田地区営農飲雑用水施設事業に伴う工事請負費等1,843万8,000円の増額をあわせて2,050万3,000円を増額計上いたしております。これらに対する財源として、愛媛県からの受

託収入208万円、基金繰入金1,608万3,000円、一般会計繰入金157万5,000円、このほか分担金、工事補償金等122万5,000円の増額をあわせて見込み充当いたしました。

次に、地方債の補正でございますが、簡易水道事業債の限度額を3,670万円に、過疎対策事業債の限度額を2,350万円に補正するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第205号「平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,194万1,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費におきまして、処理水量通信システム修繕に伴う修繕料10万円を増額いたしております。

歳入につきましては、使用料10万円、負担金34万円を増額し、雑入を34万円減額いたしております。

また、西予市農業集落排水処理施設並びに中継ポンプ施設の維持管理業務について、平成19年度4月1日から業務を実施する必要があり、そのため今年度内に当該業務の受託業者決定等の契約事務が必要となるため、債務負担行為を設定しております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第206号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設整備費及び公債費の増額に伴う一般会計繰入金の増額で、歳入歳出予算にそれぞれ550万5,000円を追加し、歳入歳出予算を11億135万9,000円と定めるものであります。

詳細をご説明いたしますと、歳出では、施設整備費において、野村処理区における職員手当、燃料費を45万円、測量設計委託料を80万円、工事請負費を220万円、工事に伴う用地借上料を9万円それぞれ増額しております。施設管理費において、野村処理区の雷被害による施設修繕料200万円を増額し、施設管理委託料を200万円

減額いたしております。

また、公債費において償還金利子額の確定による利子分計上により196万5,000円を増額しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を560万5,000円増額し、下水道事業債を10万円減額するものであります。

なお、今年度中に平成19年度の西予市浄化センター維持管理業務の契約事務を行うため、債務負担行為を設定いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第207号「平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、収益的支出における企業債利息の増額と資本的支出における委託料の増額をするものであります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

今回の補正は、支出のみの補正となっており、営業費用として54万5,000円と営業外費用として148万7,000円をそれぞれ増額いたしております。これは主に人件費に係る増額及び委託料の減額と企業債の利息を増額補正するものであります。この人件費の増額補正に伴いまして、第4条で議会の議決を経なければ流用することができない経費を83万6,000円増額し、1億1,180万1,000円といたしております。これによりまして、収益的支出の総額は6億5,888万円となりました。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

支出では、明浜浄水場事業会計の依津配水池電磁流量計変換器更新工事に係る工事請負費として94万円、三瓶上水道事業の第4水源試掘に係る委託料として281万5,000円を増額計上いたしており、このほか合わせまして385万5,000円の増額をいたしております。

収入では、一般会計繰入金94万円の増額を見込み、明浜上水道事業会計に充当いたしました。これによりまして、資本的収入の総額は5億9,945万9,000円、支出の総額は8億9,732万5,000円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する

額を補てんする財源を第3条の括弧書きのとおり補正をいたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲病院総括事務長。

上甲病院総括事務長 議案第208号「平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、損益勘定において特別利益と医業費用を増額するものであります。

支出の部では、医業費用で、宇和病院の乳房撮影装置などの買いかえに伴う古い医療機器処分の資産減耗費198万2,000円の増額であります。

収入の部では、宇和病院に接する市道旧町地区187号線の道路拡張による代替地として、宇和病院が郷団地に所有します宅地を売却するもので、資産台帳価格を差し引いた収益198万2,000円を増額計上いたしましたものであります。

以上の補正により、西予市病院事業会計の収益的収入及び支出の予算総額は、それぞれ35億940万9,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の部では、損益勘定で申しあげました宅地の売却代金のうち、台帳価格分809万5,000円と野村病院が平成18年度自治体立病院総務大臣表彰を受賞したことに伴い、財団法人地域社会振興財団から地域医療の充実、発展に寄与するための医療環境及び患者サービスの向上に関する研究費として500万円の交付を受けましたので、寄附金として計上いたしました。

支出の部では、野村病院で、建設改良費として地域社会振興財団の趣旨にのっとり、在宅医療用の軽自動車、給食オーダースystemなどの備品購入費501万円を増額計上したものであります。これにより資本的収入合計7,626万7,000円が資本的支出合計1億5,398万円に対し不足する額7,701万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時45分)

議長 再開をいたします。(再開 午前11時47分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第209号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」及び議案第210号「市道路線の認定について」の2件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、2件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第209号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第209号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議案第194号から議案第198号までの一部事務組合規約の変更と同様に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副市長制の移行及び収入役制度の廃止により、本規約について所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 ちょっとだけ字句のところで、前の同じ今の説明がありましたと同じように、前にもあったんですけども、9条の字句の中で、副組合長及び収入役を及び副組合長に改め、及び収入役を削るとなっとんですが、このまま続けて書いたら、副組合長及び副組合長という形になるのか、その辺のちょっと説明を願いたいと思います。

議長 炭倉総務課長。

炭倉総務課長 言われますその前に組合長がつかますんで、及び副組合長という形になってこようかと思えます。

先ほどのご質問では、及びの前の副組合長をまた副組合長という形と言われたんではなかるうかと思えますが、及びの前は組合長という形になります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第209号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結をします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第209号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案第209号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第210号「市道路線の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 議案第210号「市道路線の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回、宇和町の1路線の認定をお願いするものであります。

宇和町の石城地区45号線は、農道として開設した道路であります。市では雇用の拡大及び新たな地域農業の展開を目指し、農業生産法人の誘致を進めているところであります。この農業生産法人の計画の中で、大規模なハウス園芸施設が建設されることになっておりますが、その建築確認申請において市道に接道することが条件となることから市道認定をお願いするものであります。

なお、本件に係る市道の認定につきましては、さきの11月27日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいております。よろしくご審議の上、ご決定くださいます

ようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日 12月8日午前9時より一般質問及び質疑を行います。

散会 午前11時55分

平成18年第4回西予市議会定例会会議録(第2号)

- |         |            |                      |         |
|---------|------------|----------------------|---------|
| 1.招集年月日 | 平成18年12月8日 | 収 入 役                | 三 好 藤 治 |
| 1.招集の場所 | 西予市議会議場    | 教 育 長                | 二 宮 宇 明 |
| 1.開 議   | 平成18年12月8日 | 総務企画部長               | 森 英 二   |
|         | 午前 9時00分   | 建 設 部 長              | 鶴 岡 康 年 |
| 1.散 会   | 平成18年12月8日 | 産 業 部 長              | 小 玉 岩 康 |
|         | 午前11時55分   | 生活福祉部長               | 武 田 勉   |
| 1.出席議員  |            | 教 育 部 長              | 河 野 豊 昭 |
| 1番      | 田 中 剛      | 明浜総合支所長              | 安 藤 芳 夫 |
| 2番      | 松 山 清      | 野村総合支所長              | 三 瀬 通 忠 |
| 3番      | 宇都宮 明 宏    | 城川総合支所長              | 吉 良 孝 一 |
| 4番      | 松 島 義 幸    | 三瓶総合支所長              | 松 本 正 志 |
| 5番      | 元 親 孝 志    | 病院総括事務長              | 上 甲 福 重 |
| 6番      | 嶋 川 武 文    | 消防本部消防長              | 是 澤 孝 次 |
| 7番      | 沖 野 健 三    | 総 務 課 長              | 炭 倉 貞 明 |
| 8番      | 森 川 一 義    | 財 政 課 長              | 清 水 忠 夫 |
| 9番      | 亀 井 秀 男    | 企画調整課長               | 清 水 享 司 |
| 10番     | 名 本 修 三    | 1.本会議に職務のため出席した者の職氏名 |         |
| 11番     | 河 野 作 生    | 事 務 局 長              | 九 鬼 則 夫 |
| 12番     | 藤 井 朝 廣    | 議 事 係 長              | 井 上 千 浪 |
| 13番     | 浅 野 泰 義    | 1.議 事 日 程            | 別紙のとおり  |
| 14番     | 浅 野 忠 昭    | 1.会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり  |
| 15番     | 三 好 幸 夫    | 1.会 議 の 経 過          | 別紙のとおり  |
| 16番     | 岡 山 清 秋    |                      |         |
| 17番     | 酒 井 宇 之 吉  |                      |         |
| 18番     | 兵 頭 勇      |                      |         |
| 19番     | 山 本 英 男    |                      |         |
| 20番     | 山 本 昭 義    |                      |         |
| 21番     | 梅 川 光 俊    |                      |         |
| 22番     | 鍵 原 芳 和    |                      |         |
| 23番     | 菊 地 ミヌギ    |                      |         |
| 24番     | 宇都宮 二 朗    |                      |         |
| 25番     | 岡 田 周 三    |                      |         |
| 26番     | 山 本 安 男    |                      |         |
| 27番     | 平 野 武 男    |                      |         |
| 28番     | 大 竹 忠 盛    |                      |         |
| 29番     | 二 宮 元      |                      |         |
| 30番     | 坂 本 隆 重    |                      |         |
| 31番     | 浅 野 豊 重    |                      |         |

1.欠席議員  
なし

1.地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二  
助 役 別 宮 静

議 事 日 程		
1	一般質問	施設条例の一部を改正する条例制定について
2	議案第177号 西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について	議案第190号 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第178号 西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について	議案第191号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第179号 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	4 議案第192号 愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について
	議案第180号 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	5 議案第193号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について
	議案第181号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	6 議案第199号 平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)
	議案第182号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	7 議案第200号 平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)
	議案第183号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	議案第201号 平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第184号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	議案第202号 平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)
	議案第185号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第203号 平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第186号 西予市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第204号 平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第187号 西予市農業委員会の部会の委員定数に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第205号 平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第188号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第206号 平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第189号 西予市農業集落排水処理	議案第207号 平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)
		議案第208号 平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
		8 議案第210号 市道路線の認定について
		9 請願第 2号 ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんな

- でつくる条例制定を求め  
る請願について
- 陳情第 6号 森林整備・林業振興と山  
村地域の活性化に関する  
陳情について
- 陳情第 7号 悪路改善についての上申  
について
- 陳情第 8号 「森林・林業・木材関連  
産業政策と国有林野事業  
の健全化を求める意見  
書」の提出を求める陳情  
について

本日の会議に付した事件

- |   |         |   |         |                                      |                           |
|---|---------|---|---------|--------------------------------------|---------------------------|
| 1 | 一般質問    |   |         |                                      | 施設条例の一部を改正する条例制定について      |
| 2 | 議案第177号 | 西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について              | 議案第190号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について |                           |
|   | 議案第178号 | 西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について                        | 議案第191号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について           |                           |
| 3 | 議案第179号 | 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について                     | 4       | 議案第192号                              | 愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について     |
|   | 議案第180号 | 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について                       | 5       | 議案第193号                              | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について      |
|   | 議案第181号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について                      | 6       | 議案第199号                              | 平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)    |
|   | 議案第182号 | 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について                 | 7       | 議案第200号                              | 平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号) |
|   | 議案第183号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について         | 議案第201号 | 平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)         |                           |
|   | 議案第184号 | 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について                        | 議案第202号 | 平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)           |                           |
|   | 議案第185号 | 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について               | 議案第203号 | 平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)           |                           |
|   | 議案第186号 | 西予市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第204号 | 平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)         |                           |
|   | 議案第187号 | 西予市農業委員会の部会の委員定数に関する条例の一部を改正する条例制定について          | 議案第205号 | 平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)       |                           |
|   | 議案第188号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について       | 議案第206号 | 平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)        |                           |
|   | 議案第189号 | 西予市農業集落排水処理                                     | 議案第207号 | 平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)            |                           |
|   |         |   | 議案第208号 | 平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)             |                           |
|   |         |   | 8       | 議案第210号                              | 市道路線の認定について               |
|   |         |   | 9       | 請願第2号                                | ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんな    |

- でつくる条例制定を求め  
る請願について
- 陳情第 6号 森林整備・林業振興と山  
村地域の活性化に関する  
陳情について
- 陳情第 7号 悪路改善についての上申  
について
- 陳情第 8号 「森林・林業・木材関連  
産業政策と国有林野事業  
の健全化を求める意見  
書」の提出を求める陳情  
について

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

議長 これより日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間15分以内でお願いいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、5番元親孝志君。

5番元親孝志君 皆さんおはようございます。

ただいま議長のあいさつにもありましたように、12月大変お忙しい中このようにたくさんの皆さんに傍聴にいただきましてまことにありがとうございます。心からお礼申し上げたいと思います。

それでは、ただいま議長の方より発言の許可をいただきましたので、通告をいたしております2点につきまして理事者の考えをお伺いしたいと思います。

初めに、石油ピーク時代をどのように生きるかということにつきましてお伺いしたいと思います。

子供のころから日本は資源のない小さな島国であると教えられてきました。資源を持たない国の悲劇は、第2次世界大戦で痛いほど思い知らされました。太平洋戦争のときには、言うまでもなくアメリカの日本に対する石油封鎖が直接の原因であったことは、周知のとおりであります。資源を持たない国は、資源を持つどの国よりも資源に対して敏感であるべきと考えますが、現実には全くむとんちゃくであります。行政議会の主たる目的は、市民の安全・安心をいかに確保するかであって、自治体がスキー場を経営したり、温泉を掘ったりすることが目的ではないはずであります。市民の安全・安心を確保するために、危機管理をどのようにするのか、このことがこれからの地方自治体においても重要課題であると私は思います。

言うまでもなく危機管理には地震災害等の防災計画はもちろんのことではありますが、これからは特に経済、食糧、環境といった問題が重要な危機管理項目になってまいりました。

昨今石油の価格が高騰いたしております。原因はいろいろ言われておりますが、これは紛れもなく需要と供給のバランスが崩れかけた結果だと私は思います。原油価格は今後政治的あるいは過剰な投機資金等によって多少の上下することはあったとしても、基本的には下がることはないであろうと私は思っております。むしろガソリン1リッター当たり200円あるいは300円になる日がそう遠くない時期に来ると私は思っております。昔から石油の寿命は、あと四、五十年と言われてまいりました。そしていまだにあと40年と言われております。なくなると言われながら一向に変わらない、オオカミと少年の話になってしまい、だれも真剣に心配する人がいなくなりました。なぜ石油の寿命がこのようにいいかげんな話になってしまったのか。原因は石油に対する量と質の問題を理解していない結果だと言われております。今まで議論されたことは量だけの問題で、質を無視してきた結果、理論上採算に合わない量を勘定に入れたために話が一転、二転しました。

また一方では、石油がなくなったとしても、オイルサンド、タールサンドがあるとか、日本の周辺には無限のメタンハイドレードがあるとかと言われておりますが、これは資源とは何かを理解せず量だけで考えた、いわば有効資源としては非現実的な話だと一蹴されております。

また最近では、燃料電池あるいはサトウキビ、トウモロコシからつくるエタノール等が話題になっております。しかし、いずれも矛盾を抱えております。燃料電池のエネルギーは水素であります。水素自体は自然界には存在しません。水を分解する等の必要がありますが、その分解するためのエネルギーはどうするのか。エタノールは一見すると植物からつくるので無尽蔵のように思いますが、世界の農地は食糧の確保すら十分でない現状において、燃料をつくる余地はなく、燃料に走れば食糧不足にはね返ってまいります。石油という魔法のような膨大な量の資源は、今のところそれにかわる代替エネルギーは確保されておられません。このような高価な石油資源が、この地球上で1日に消費される量はおよそ野村ダム1杯分であ

ります。そんな量が無制限にあると考える方がむしろ不自然であります。

さて、問題なのは、石油がきょう、あすになくなる話ではありません。石油の埋蔵量がピークを打ったということでありまして。このことが何を意味するのか、じっくり考えてみる必要があると思います。残念ながら、いまだどの自治体もこのことを問題として取り上げておりません。

しかし、賢者は歴史に学ぶと言います。昭和48年に第1次オイルショックが起こりました。記憶に新しいと思います。日本じゅうがトイレットペーパーを買うための長蛇の列をつくりました。オイルショックはなぜ起きたのか。当時世界最大の石油産出国はアメリカでありました。そのアメリカが昭和45年に石油がピークを迎えております。需要と供給のバランスが崩れた結果の現象であったと言えると思います。

しかし、世界はこのオイルショックを克服しました。理由は、当時はまだアメリカ以外に大きな油田を開発する余地が残っていたからであります。その結果、今日まで世界は石油の恩恵を受けて経済を発展させることができてきました。

しかし、今回は地球規模でピークを打ったという話であります。もう新たに開発できる大きな油田は残っていないとも言われております。いつオイルショックが起こっても不思議でない状況になりました。一たびオイルショックが起こると、以前のように短期間で收拾することはありません。石油は経済の隅々まで浸透いたしております。経済の生き血とまで言われております。この生き血にかげりが出始めたということは、資本主義の根幹を揺るがしかねません。ピーク・オイルはやがて石油の紛争の火種になることは間違いありません。もう既に始まっております。この危機から市民をどう守るのか。過去のオイルショックからいち早く日本が立ち上がったのが企業の徹底した省エネであったように、自治体としても徹底した石油浪費の見直しを検討すべきであると思います。今の生活の質を落とさない範囲でも3割以上の浪費は削減できると言われております。徳島県上勝町では、ごみゼロ・ウェイストを目標に掲げ、既に7割削減を達成していると報告がありました。

しかし、エネルギーをトータルコストで考えていくと、これでも不十分だということに気づきます。上勝町のごみゼロ・ウェイストの理念は、ご

みの再利用、ごみのリサイクルであります。ごみ問題の3つのRと言われておりますリデュース、リユース、リサイクルで最も大切なことはリデュースすなわちごみそのものを出さない、ごみになるものをつくらないことであります。上勝町においてすらこの視点が欠けております。今日本全体で進められているリサイクル運動、これは一見理想的に思いますが、リサイクルするための新たなエネルギーのむだを考慮しておりません。石油ピークを真剣に生き抜くためには、徹底した浪費社会からの脱却しかありません。それとあわせて一極集中から分散型社会の構築を目指す必要があります。西予市にはこれといった観光資源も税収のふえる見込みもありません。

そこで、いまだどの自治体も築いていない石油ピーク時代を生き抜く知恵を全国に発信してはどうかと考えます。西予市発脱浪費社会、もったいない社会、分散型社会を宣言し、危機管理の充実とあわせて自治体のレベル向上を図るべきだと思いますが、市長の意見をお伺いしたいと思います。

次に、食糧危機にどう対応するかについてお伺いしたいと思います。

今ほど石油ピークについて質問いたしました。このことは、同時に食糧ピークだとも言われております。農業は石油抜きでは考えられません。肥料、農薬、燃料、施設資材、包装容器とあらゆる分野において石油に依存しております。食糧の自給率はカロリーベースで比較されますが、食糧1キロカロリーを生産するのに10キロカロリーの石油エネルギーを必要としていると言われております。まさに石油を食べているようなものであります。この結果、当然石油ピーク時代は農業を直撃することは間違いありません。ここに歴史的事実があります。米ソの冷戦時代、北朝鮮とキューバは、共産主義国としてロシアの傘下で豊かな生活を送ってまいりました。農地は大規模に構造改善がなされ、大型機械による国営農業として近代的な農業を営んでまいりました。

しかし、1991年ソビエト連邦共和国はあっけなく崩壊をいたしました。その結果は、北朝鮮とキューバを直撃しました。それまでロシアから安い石油、化学肥料、農薬が支給され、大型農業として立派に生産を上げておりましたが、ロシアの崩壊とともに事態は一変いたしました。石油不

足で大型農業は、むしろあだになりました。燃料のないトラクターは不用の長物でしかありません。その結果は言うまでもなく、今の北朝鮮を見れば一目瞭然であります。食糧不足による餓死者は既に300万人を超えたとされており、石油に依存している国が、石油がままならないということは、想像を絶する事態に追い込まれるという一例であろうと思います。

片やキューバはどうなったのか。この危機に対して180度方向転換を図りました。国策として脱石油を宣言して、化学肥料、農薬を限りなく排除し、無化学肥料、無農薬による有機農法を徹底的に研究し、現在では自給率100%を達成いたしております。この分野は農業を超えて医療にまで応用されるに至っているとされており、一つの脱石油社会としての成功モデルとして、今世界の注目を集めております。これらの教訓から我々が学ばなければならないことは、我が国においても、いつでも北朝鮮になり得る波乱を含んでいるということであり、食糧の自給率はわずか40%、原油価格の高騰は即価格に反映され、あわせて地球の人口は限りなくふえ続け、食糧争奪戦がどこでいつ起こっても不思議でない社会になりました。特にブラジル、ロシア、インド、中国といった、いわゆるブリックスと言われる国々が目覚ましい成長を遂げております。このような環境の中で、日本の農業はどこに向かおうとしているのか、西予市としても改めて真剣に考える必要があると思います。例えば、石油ピーク時代においては、当然輸送コストが高くなります。そのためには地産地消がこれからの生き方の基本になってまいります。そして農業は、環境問題とも密接に関係いたしております。穀物1トンをつくるのに水1,000トンが必要とされており、水は農業の生命であります。

しかし、現実には水が限りなく汚染されております。特に今心配されているのが地下水の汚染であります。原因は過剰な化学肥料と農薬、そして家畜排せつ物が原因であると言われております。日本の稲作は必要な化学肥料の5倍の量を使用していると言われております。韓国では、2002年に土壌、地下水、表流水を対象とした環境汚染防止法が適用され、汚染が発見された場合、浄化責任は汚染源の土地所有者にあるということで、徹底した減化学肥料、減農薬に取り組んでおりま

す。日本でも1999年には、家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、西予市においても野村町エコセンター、大野ヶ原に新しく堆肥処理施設が完成いたしております。

しかし、野村町エコセンターには、処理された高品質の堆肥が行き場がなく、山積みになっております。これから先の展望がないからであろうと思います。これからは地産地消を基本として、徹底した減化学肥料、減農薬への転換を図るべきだと思います。そのためには、有機農法に対する徹底した研究と財政的支援が必要であります。あわせて日本の農業は、世界一高齢化いたしております。換金型農業にのみとられるのではなく、若者に魅力のある農業の確立が急がれます。農協という営利だけを目的とする組織に頼るのではなく、市独自の食糧農業に対する理念とビジョンの確立が急がれると思いますが、理事者の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんおはようございました。

年の瀬となりまして、本当に忙しい時期となってまいりました。本年の第4回は最後の議会となると思いますけれども、そういう中このように多くの方が傍聴いただきまして、まことにありがとうございました。本当に緊張の中で議会が開かれる、また議会の質が上がってくるものだと、このように思っておりまして、ありがとうございます。

今ほどは元親議員最初の質問がありましたけれども、一自治体を超えたような質問も多くありまして、私も国会で質問を受けるとのではないかなという気を受けておりましたけれども、市長として答弁ができるところについて答弁をさせていただくと、このように思っております。

まず、脱消費社会、もったいない社会、分散型社会を宣言して自治体レベルの向上を図るべきではないかというご質問でございますけれども、まずピーク・オイルとは、石油が需要に追いつかなくなるその頂点であると定義されると思います。石油エネルギーは、枯渇、核廃棄物、二酸化炭素の増加、温暖化、窒素酸化物の排出、酸性雨などの多くの問題が提起されております。そのために

エネルギー消費を減らしながら、一極集中から水力、風力、バイオマスあるいは太陽熱や波力などの再生可能なエネルギーの普及と切りかえのための分散型の考えも提案されております。エネルギーの安定供給と経済成長、環境保全の3つの課題が板挟みになっておると思いますが、大変大きな問題であります。西予市としましては、できることから行うこととし、ケニア環境副大臣のマータイさんが世界各地で紹介されていますごみを減らすいわゆるリデュース、限られた資源を繰り返して使うリユース、資源を再利用するリサイクルのもったいない精神を尊重していきたいと存じます。

脱消費社会、もったいない社会、分散型社会の宣言につきましましては、西予市では市民と一体となったごみの減量化に取り組んでおりまして、ごみ減量1億円減額運動を展開しているところでございます。女性グループによるごみカレンダーの見直し、買い物時のマイバック運動、議員各位や区長各位、また私ども理事者を初め全職員のごみ分別体験などによりまして一定の成果が上がり、意識の浸透も進んでまいっております。現在の取り組みの推移を見ながら、今後も全市を挙げて減量化に取り組み、今後の展開を考えていきたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 元親議員の食糧危機にどう対応するかについて答弁をさせていただきます。

世界の食糧需給は、開発途上国を中心とした人口増加や東アジア諸国などにおける経済発展による食生活の向上に伴い、穀物などの消費量が増加する一方、食糧生産面では、原油価格の高騰や水資源の枯渇、地球温暖化の進行に伴う気象災害などが多発をしており、近い将来食糧不足や飢餓人口の増大が懸念をされています。日本の食糧自給率は40%と低く、輸入に依存している現状は、憂慮すべきであると認識をいたしております。

市といたしましては、新しい食料・農業・農村基本計画に沿った食糧自給率の向上を初め、地産地消を基本とした消費者の安心・安全に対する多様なニーズに対応した地域農産物生産の取り組みを推進をいたしております。

まずは、減農薬、減化学肥料栽培は土づくりが基本であることから、完熟堆肥などで有機農業の

推進を図っているところであります。

また、地域における高付加価値農業や新規奨励品目の調査研究を進めるなど、優位販売による売れる物づくりで所得の向上と地域農業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、食糧・農業に対する理念とビジョンについてお答えをいたします。

本市の農業は、沿岸部から四国カルストに至る多様な立地条件を生かし、多くの先人の努力により収益性の高い農業の展開を図ってまいりました。

また、地域の自然環境の保全や文化の伝承などの多面的な機能も有しており、今後とも守り、育てていかななくてはならない市民共有の財産であると認識をいたしております。

21世紀を展望した新食料・農業・農村基本計画は、食糧の安定供給の確保、多面的な機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農業の振興を基本理念とし、新たな視点での指標に基づく施策を盛り込み、農政を基本的に改革するためのものと受けとめております。このため、今後におきましては、国、県が施策を策定する基本計画を見きわめる中で、本市の立地や特性を生かした活力に満ちた農業に向け、より収益性が高く、持続性がある施策を策定し、積極的に実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 それでは、再質問をさせていただきますと思いますが、昨日市長の招集のあいさつの中で、北海道夕張市の財政破綻の話がありました。それを考えたときに、今一番夕張市で何が起こっているかということを想像すれば、恐らく市民の行政議会に対する不満であろうというふうに私は想像いたします。私も議員の末席を汚しておりますが、まず我々議員としてやらなければいけないことは、転ばぬ先のつえになれるかどうかであろうと思います。そのためには、やはり我々も情報をいち早く収集しながら行政に提案をしていくということは、当然我々の義務であろうというふうに考えておるところでございます。その中で今石油の話をしていただきましたが、残念ながら今日本の社会は非常に平和でありますので、例えば日本の国家に1,000兆円の借金があると言ってもだれも心配いたしません。

また、日本の国家が破綻するかもしれないといったところで、皆さんびくともしないと、そういう中でこういう話をしても私は馬耳東風であろうということは想像できるわけではありますが、私もいろんなことを質問させていただきましてけれども、この問題、私は非常によくできていると、個人的に評価いたしております。近い将来あることを期待するわけではありませんが、私はこの結果は明らかに出てくるであろうというふうに想像いたしております。既にことしガソリン価格が約3割値上がりいたしております。このことは家計を直撃いたしておりますし、そしてまた、西予市におきましても、相当燃料費というものは負担になっております。西予市には4つの温浴施設があります。それから2つのし尿処理施設がありますが、これのネックは燃料費であろうと思います。既に12月の補正予算見ましても、燃料費の高騰分の増額が計上されております。これが今後、私は年々ふえるというふうに想像したときに、やはりこれは財政の視点からも非常に重要な課題であるというふうに思っております。

そこで、市長に提案したいことは、やはりこれは時代の先駆けとして、西予市の中にやはり省エネ対策課ぐらいはつくる時期が来てるんじゃないか。そして、本腰を上げて、そして市民の皆さんと共同作業という形でこの浪費社会をどう克服するかということを真剣に考えることは、個人の財政、行政の財政上からも非常にメリットがあるというふうに考えますが、そういったことに、現状報告はよくわかりましたけれども、さらにやはり市長のリーダーシップ並びに市長の思い込みがなければ、この問題はクリアできませんので、その点再度市長の思い込みの度合いをお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、非常にこれは高度な質問でありまして、一自治体の首長が答えられるかどうかというのは不安でございますが、ただ私もエネルギー問題というのは、非常に大切な問題であると思っております。今伊方原発の問題にいたしましても、あそこになぜああいいういろいろな問題が起こってくるかという背景はエネルギー問題であるということでありまして、やはりウ

ラン燃料をどうするかという一つの中で、エネルギー問題を石油危機の問題から含めて何ていいですか、資源というのは限られておりますので、そのことに対するエネルギー問題がああいう問題に帰結してあるんだと、このように思っておりますし、またバーチャルウォーターの問題にいたしましても、やはり日本という国は、ある一面では傲慢でございます、水の問題で言いますと、世界の水をこんだけ水がある国が、実質バーチャルウォーターの概念で言いますと、輸入をしておるといようなことになろうかと思っておりますし、そういう面では非常に心配をされるところでございまして、また西予市といたしましては、そういう中で、今ほどお話しされました西予市の省エネルギー対策課の設置という、非常に斬新なお考えでございますが、ただそこまでして今の段階で人員を投入してやるのが、今ほどの財政的な事情という一つの別の概念からいいますと、必要かなというような気がいたしております。各課の中でそのエネルギー燃料のあるいは光熱水費等々の問題は、十分対応でき得る問題だと。そして、そういうことを現在もやっておる段階でございまして、例えば私どもは、昼の時間は一切電気をつけない、真っ暗であります、これも財政的な事情とエネルギー事情との問題に合致するのではないかと、このように思っております。

以上です。

議長 元親孝志君。

5番元親孝志君 今市長のお考えよくわかりました。物事というのは、早過ぎればむだになりますし、遅過ぎれば手おくれになるわけでございますから、適当な時期にご判断をいただきたいと思っております。

次に、農業についてお伺いをしたいと思います。先ほど部長が答弁をいただいた内容につきましては、これは国の政策そのものだろうというふうに思っております。

一つ、嫌みな話をさせていただきますけれども、先般ことしの4月でございますが、我々議会在が鳥取県庁に片山知事を表敬訪問いたしました。そのときに議員の中から、西予市の農業は大変厳しいんですが、何かいい方法ないですかという質問をいたしましたら、知事はこう答えられました。今の日本の農業は、農水省の言うことをまじめに聞いている農家はほとんど失敗してると。む

しる農水省の言うことを聞かないで、逆にやっける農家だけが成功しておるということを知事が言われました。これは一国の知事の発言ですから、私は重く受けとめていいと思うんですが、私もそのとおりだというふうに理解いたしております。今だれもが今の農業を見たときに、生産者も消費者もこれだけ農薬を使っていいんか、これだけ化学肥料を使っていいんかという思いはみんなしていると思います。

しかし、農政はだんだんだんだん大型化して、そしてやはりいつまでもヘリコプターで農薬をまいたり肥料を散布することを想定した農業基盤をつくってるんじゃないかというふうに見受けられるわけですが、今消費者は明らかに無農薬、無化学肥料の商品を求めています。消費者はこちらを求めているのに、農政は逆をやっている、これが今現状じゃないかなというふうに私は思っております。どうしてもこれは消費者のニーズにこたえなければ農業の生き残りはないわけでありまして、そうしますと、今の有機栽培等について、やはりこれはいやが応でも研究していかなければ時代についていけないというふうには思っております。残念ながら西予市にはそういう研究姿勢は全くないと。じゃあ農家が自助努力でやれというには、これは莫大な時間と経費がかかってやれませんが、夕べ私はたまたまテレビを見ておりましたら、プロフェッショナルというNHKの番組で、青森県のリンゴ農家の話がありました。あれを見ていて、見られた方は恐らくそうだろうと思いますが、10人中10人がなるほどと思われたと思います。

議長 元親君。

5番元親孝志君 はい、時間ですか。

議長 5分を超過しました。簡単をお願いします。

5番元親孝志君 そういうことでございますので、今の今後の無農薬、自然農法について行政が取り組む姿勢があるのかないか、そこをお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の農業問題についての再質問についてお答えいたします。

片山知事に会われたというのは、非常に勉強されたのではなかろうかと思っておりますし、あの発言力のすごさというのは、私どもも受けてお

るところでございます。

私どもの西予市の中で、有機栽培農業に対して力が云々というのは、弱いんではなかろうかということではありますが、しかしながら、私どもの中では、例えば明浜の無茶々園等々において、日本に知れ渡ったところがあるわけでありまして、そういうところを支援しながら今やっておりますのでございます。そういう中でこの有機栽培農業、決して西予市は日本の中に劣っているところではない。日本の中の最先端をある程度いっているところだと、そのような確信をしておりますのでございまして、またそういういろいろな広がりが発信できることができるように努力をしていきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長 次に、28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 傍聴席を見渡しますと、お知り合いの方が大変多ございまして、いささか緊張をいたしておるわけでありまして、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思っております。

今回は大変厳しい財政状況下のもと、思い切った建設計画の見直しについて、2点目は、指定管理者導入後の状況、その成果と課題について、3点目は、公の施設のあり方、検討委員会の設置について理事者の所見をお伺いしたいと思うのであります。

新市の名称西予についても、最初は戸惑いもありましたけれども、最近では我が町西予市、愛着を感じるようになってまいりました。つい先般の九州場所において、愛媛県西予市出身玉春日と呼ばれますと、我が郷土の誇りと受けとめるのは、市民共通の思いであろうとも思うわけでありまして。西予市活性化のためにも、玉春日関のますますの活躍を期待したいものであります。

さて、ことしの3月に夢創造せいよ21、西予市のいわゆる総合振興計画が発表されました。これは西予市の将来像を指し示す大切な基本構想であり、平成15年8月31日の合併協定書をもとに西予まちづくり計画、市長公約なども含め助役を委員長に部課長36名で構成されました策定委員、中堅職員で構成されたプロジェクトチームで具体案を提起し、議会代表も含め総合審議会で審議を慎重に重ねられた計画でありまして、西予市の特性やニーズあるいは発展過程を的確にとらえて西予市の未来像を指し示していると思うのであ

ります。この計画のダイジェスト版いわゆるこれ  
であります。市内の各家庭に配布をされてお  
ります。合併をいたしまして2年半を過ぎまし  
た。今、過疎地域と言われる地域では、現実の暮らし  
と「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」計  
画、夢はすばらしいけれども、僻地と言われる集  
落では、急速に高齢化が進んでいます。その過疎  
地の人たちは、私たちの暮らしはどうなるんだろ  
うかな、そんな心配をされていると思います。市  
内でも70歳以上ばかりの方々の集落もありま  
す。まさに集落の自治機能は崩壊寸前と言えるの  
であります。このような集落に光を当てるのも、  
重要な政治の使命だと私は考えているのでありま  
す。

そこで、西予市の未来に輝く夢を実現するた  
めには、新市の建設計画この見直しが必要であ  
らうと思うのであります。もちろんあわせまして行政  
機構、財政改革も重要であります。新市建設計画  
では、全体で216の事業、約979億円が計画  
されております。もちろん既に実施済みの事業も  
含まれていますが、内容を検討してみますと、今  
回発表された総合計画とは合致しかねないもの、  
あるいは事業量、事業費ともに大幅に見直す必要  
があると思われるもの、あるいは思い切って廃止  
をすべきではないかという事業などもあります。  
反面、この計画にはありませんが、夢創造せいよ  
21、これから考察いたしますと、新たに事業と  
して加えなければならない大切なものもあると思  
うのであります。私は最近海の駅事業などの事業  
費を見て考えさせられる内容があるのであります  
が、特に大型事業の建設につきましては、十分に  
精査を願い、一層のコストダウンと建設後の維持  
管理のあり方などについてもさらなる検討を願  
いたいと思うのであります。

そこで、建設計画の見直しの一例を挙げま  
すと、私がさきに一般質問をいたしました宇和中学  
校の建設であります。手元にある資料によりま  
すと、生徒数500人の宇和中学校の体育館の建  
設事業が2億6,000万円、生徒数192人の  
三瓶中の体育館の建設計画事業費が3億2,70  
0万円とあります。もちろんそれなりの事業の根  
拠があると思われるわけではありますが、計画され  
ておる全体事業をこのような財政下のもとで行財  
政改革を進めなければならない状況からしても、  
思い切った建設計画の見直しをすべきと考えま

す。理事者の所見をお伺いいたします。

関連いたしまして、一昨日地元の薬師寺県議が  
一般質問をされるので傍聴に参りました。そのと  
きの方も何名かおいでをきょうもいただいております  
のであります。薬師寺県議の質問に対しまして、3期  
目の出馬に当たっての決意の中で、知事は引き続き  
財政改革に積極的に努めなければならない。事業実  
施に当たっても、あれもこれもではなく、あれかこ  
れか、あれかこれかその選択の時代に入ったと、こ  
のようにお話をされたようでございます。しかし、  
厳しい財政状況ではあるが、例えば南予の高速道  
路の延伸あるいは県民の命と暮らしを守るために  
県病院の改築などは、ぜひ実施をしていかなけれ  
ばならない、そのような趣旨の答弁であったと理  
解しております。西予市でも多額の経費を要する  
CAテレビの問題、これは市民の方々が等しく情  
報を共有することのできる大切な事業であらうか  
と思っておりますし、さらに市庁舎の建設がござ  
います。加戸知事の言葉をかりるとすれば、宇和  
病院の建設についても、近い将来必要になってく  
るのではないだろうかと思うのであります。

次に、指定管理者制度の経過と公の施設のあり  
方についてお尋ねをいたします。

このたびの地方自治法の一部を改正する法律  
は、主に地方公共団体の自主性、自立性の拡大が  
図られるようでありまして、収入役制度の廃止、  
庁舎の空きスペースの貸与、議会制度の見直し  
があるようであり、理事者、議会ともどもにこれ  
らの改正についての対応が求められると思うので  
あります。

そこで、これら法改正とかかわりも生じてき  
ますけれども、一つには、市で指定管理者制度を  
導入されまして、非常に日は浅いわけでありませ  
ども、指定管理後の状況と成果、課題等について  
お伺いをいたしたいと思うのであります。

さらに、市では教育、文化、福祉も含めま  
すと多くの施設があります。特に近年建設された  
施設は規模も大きく、施設の維持管理費は一般財  
源の悪化にも結びついています。公営住宅につ  
いて調査いたしますと、西予市で153棟、889  
戸公営住宅があります。西予市の世帯数1,800  
余りでございますので、約2%の方々が市営住  
宅にお住みくださっておることとございませ  
ぬ。状況を見ますと、昭和40年以前に建てられ

た住宅が36棟、さらに新耐震法が制定されました56年以前の建物は77棟あるようでございます。中には早急な改修が必要な建物もあるようでございます。これら施設を含めると、多くの公共施設を維持管理するためには、多額の予算が必要となります。市でも平成17年から平成21年までの行政改革大綱、市民とともに手を取り合い、隅々まで行き渡る行政、夢のあるまちづくりを目指しての指標が示されております。これはその行政大綱であります、その中に、最少の経費で最大の効果を上げる。そのためにサービス精神と経営感覚に立脚した行政改革の推進を展開しようとしております。中でも大綱の中では、官から民への方向が随所に示されております。愛媛県でもご承知のように、公の施設のあり方検討委員会が設置をされまして、21の施設、81カ所が対象のようであります。我が町にあります歴史文化博物館もその一つになっております。県では、今まで指定管理者制度で指定された26施設で、年間5億円程度の経費が削減されたと聞いております。西予市でも多くの対象物件がございます。特に企業家、民間の知恵も拝借しながら、総合的な見地から公の施設のあり方について見直す必要があるだろうと思っております。そのための検討委員会を私は設置すべきだとこのように考えておりますが、理事者の所見を伺いたいと思うのであります。

特に私は 時間が少しだけありますんで、この行政大綱、実に私はよくできておるだろうというふうに思っております。きょうも多くの市の幹部の方ご出席でございますが、総合支所の課長さんも含めて幹部の人たちがこの大綱を机のよく見えるところに置いて、常に事業、予算等についてもこの大綱と整合性があるかどうか、しっかりと精査を願いたい。もちろん職員の方もそれぞれ努力はされておることは十分承知をいたしておりますが、この大綱が職員の皆さんの協力で忠実に進められるならば、かなりの行政改革は進むであろうというふうに考えるわけでございます。職員の幹部の皆さん方のますますのご検討を期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ご清聴まことにありがとうございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、大竹議員の質問について

お答えさせていただきます。

非常に熱い思いを込めてのご質問だったと思っておりますけれども、私の方は、まず第1点目の西予市総合計画と新市建設計画の整合性についてのことについて答弁をさせていただきます。

合併前に策定しました新市まちづくり計画いわゆる建設計画は、合併によって旧町が消滅し、旧町が策定された総合計画が適合されないことから、合併後の市の将来を展望するための総合計画にかわる重要な計画でありました。本年3月に策定しました総合計画は、合併前に住民に合意を受けた新市まちづくりの基本方針や施策、さらに旧町の総合計画を包括した形で策定したものであります。したがって、市の継続的な発展に向けた姿勢は変わるものではありません。このことから、合併前に策定しました新市まちづくり計画、先ほど言いました建設計画であります、そのものの方針を大幅に変更する必要が現段階ではこの計画はないのではないかとということで、そのもの見直しは今の段階では考えておりません。

ただこれらを実現するための手段として、各種事業につきまして、合併協議会の中で旧町単位で総事業費及び事務事業内容が定められたところであり、その実施に当たっては、十分配慮していきたいと考えております。

しかし、これから迎える時代は、先行き不透明で、過去の延長としての予測に耐えることが難しくなっていることから、財政状況等を考えまして、計画にある事業すべてを実施することが不可能でありますので、今後におきましては、本年度から導入しております、今からこれをもとに今後行政改革大綱とともに重要な柱として行政評価システムを入れて今、既に今から動きを始めておりますが、行政評価システムによって事業内容を毎年評価して事業を精査し、地域審議会等に諮問審議をお願いして承認を受けた上で実施していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 別宮助役。

別宮助役 大竹議員の指定管理者制度の経過と公の施設のあり方につきましてお答えをいたします。

西予市には公の施設が463ございます。そのうち産業関連及び福祉関連施設を中心に47施設につきまして指定管理者制度を導入をしていると

ころでございます。指定管理者の選定の方法につきましては、47施設のうち公募が11、非公募が36施設となっております。これは、制度導入以前から管理委託制度により第三セクター等により施設運営を行っていたこと及び地域における施設の機能、経済効果等を総合的に勘案したことによるものでございます。

また、施設の管理運営経費であります委託料につきましては、ほとんどの施設が導入初年度ということもございまして、従業員の自覚、認識は変わりつつあるわけでありまして、数字の上で効果があらわれていると言いがたい状況でございます。この点につきましては、西予市の立地条件、さらに施設の目的や機能、経済効果等への影響等から一面やむを得ない面もあるかなという考えもするわけでございます。

しかしながら、現下の厳しい財政状況からいたしますと、今後一層の効率的な運営に努力しなければならないというように考えておるわけでございます。特に現在進めております第三セクターの経営改善や行政評価の中で、各施設の効率的かつ適正な運営方針を確立をいたしまして、管理運営経費を節減をいたしますとともに、指定管理者となります団体等に対しましても、一層の経営努力をお願いしたいとしておるところでございます。

また、指定管理者によるもの以外の公の施設につきましても、老朽化に伴う改廃などを含めた管理運営の見直し、さらには施設の存在意義についても見直しが求められるところでございます。そうした観点から、議員の提案されます検討組織も必要かというように考えておるところでございます。この検討組織につきましては、現在進めております行政改革や行政評価との関連、またそれぞれの地域の実情もございまして、総合的かつ客観的な審議をいただける有識者を人選をいたしまして、できるだけ早期に組織を立ち上げたい、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 大変前向きなご答弁をいただいております。

県の公の施設のあり方検討会では、21の施設、81カ所が対象になっておるようでございます。生活環境部では、消費センターとか北条の鹿島博物館、先ほど私が質問しました土木部では、

県営住宅51カ所、これがすべて公の施設の見直しの対象になっております。そのほかさつき寮とか動物愛護センターあるいは健康増進センターや青年の家、県下にある3カ所の青年の家、これまですべて公の施設を今後どうしていくかということを検討されるようになっております。助役の答弁の中で、できるだけそのようなことも早く考えてみたいということでもありますので、期待を申しとおきたいと思っております。

ひとつ財政課長さんに1点だけ、財政見直しについて関連でお聞きをいたしたいわけですが、17年度の決算書を見ておられますと、西予市の市債の額は約43億円とありました。私が心配をいたしておりますのは、いろいろ事業をやっておりますので、その償還のピークが大体何年度ごろになるのだろうか、心配をいたしております。平成23年とか25年とかという話がありますが、そのときの大体の起債の償還額、見直し等が手元に資料があるようでしたら、この行政改革の関連でお尋ねをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 公債費のピーク時のご質問であります。今西予市では17年度末の決算におきまして、起債が約334億円でございます。それに対しまして、今後今の事業計画からしまして、毎年起債を借りていくわけでありまして、その中で18年度が起債を38億円借りますとしますと、次の年、次は約35億円、そういったように試算をいたしまして、ピーク時には22年度の約42億円となります。17年度の決算におきましての償還が約3億8,000万円でございますので、かなりの大きな数字がふえてまいるという現状でございます。

以上でございます。

議長 次に、13番浅野泰義君。

13番浅野泰義君 ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり1点の質問をさせていただきます。

先ほどの元親議員との質問で重複するところもあるかもわかりませんが、私は違った視点の見方から質問をさせていただきます。

バイオエネルギーの普及推進の可能性についてありますが、現在原油価格が高騰する中、化石資源の使い捨て日本から生物資源を原料として利

用するバイオエネルギーが注目を集めております。既にアメリカ、ブラジル、EU、インドなどでは、トウモロコシ、サトウキビから生産した燃料用エタノールが使用されており、バイオエネルギーの生産が急速に増大しております。日本でも農林水産省を中心にバイオマス日本総合戦略を策定し、バイオエネルギーの活用に向けた取り組みが本格化しつつあります。平成18年11月16日付の日経新聞では、帝人がバイオ燃料参入とありました。三井物産、丸紅、伊藤忠商事、トヨタ自動車、ホンダ、日産自動車、デンソー、新日本石油などの国内主要企業各社がバイオ燃料事業に乗り出し、トヨタ自動車では、2007年春にはブラジルでエタノールだけで走るカローラを投入するようであります。

バイオエネルギーは、太陽、風力、地熱、潮力、波力エネルギーと並んで再生可能エネルギー、一般的にバイオマスエネルギーと呼ばれ、生物由来の石油、石炭などの化石燃料を除く資源のことであり、再生可能というところに最大の特徴があります。農産物、家畜排せつ物、食品廃棄物、廃油、建設発生木材、下水汚泥、し尿汚泥などの廃棄物系バイオマス、麦わら、稲わら、もみ殻、林地残材の未利用バイオマスが資源として期待されております。バイオエネルギーの代表的なものとしてエタノール、これはトウモロコシ、サトウキビが原料であります。バイオディーゼル、大豆、菜種、ヒマワリが原料であります。木質バイオマス、これは木質ペレットということがあります。最近バイオエネルギーが注目される背景には、石油資源の枯渇が心配される中で、再生可能なエネルギーとして有望視されております。大気中のCO<sub>2</sub>の増加により地球温暖化が進み、CO<sub>2</sub>排出量の削減が大きな課題になっているが、食物が吸収したCO<sub>2</sub>を排出するため、化石燃料と異なり、大気中のCO<sub>2</sub>は増加させない。過剰生産によって農産物の価格の低迷する中で、新たな需要により価格の上昇が期待できます。今暖秋で天気がよくて、大根、野菜、白菜、ピーマン、今投棄をされています。こういうことも解消できるのではなかろうかと思えます。バイオエネルギーという新たな産業が形成され、雇用創出の効果があり、地方が元気になると思えます。

そこで、私が提案したいのは、滋賀県愛東町が

実施しております菜の花プロジェクトであります。琵琶湖汚水の元凶となる廃食油回収運動から始まり、その廃食油をどう使うかということから始まりました。そのプロジェクトとは、使用済みてんぷら油をディーゼルエンジンの燃料にすることです。菜種栽培、また花が咲きましたら菜の花観光もできます。それで収穫をいたしまして食用油、廃食油それをバイオ燃料に作製することです。そので上がった燃料を公用車、ごみ回収車とか船のエンジンの燃料とか、農機具の燃料とか使ったらどうですかということあります。春には宇和町の水田にはレンゲ草もよいですが、一面菜の花畑の、都会ではまねのできない田園地帯ならではのすばらしい私は風景だと思えます。

次に、木質バイオマスですが、地球上では何万年草木を燃やして人類は暮らしてきましたが、石油、石炭、ガス等を本格的に使用したのは、ここ50年ではないでしょうか。わずか50年前までは、工場の燃料、家庭の燃料はまき、炭が中心であり、その当時木材は馬車で運び、車も木炭車がありました。木質バイオマスとは、山中に遊んでいる間伐材、枝梢端部、曲がり材などの林地残材、製材、木材加工所から発生するおがくず、木くず、廃材などを燃やして発電するものであります。現在、ほとんどの方々がやむを得ずお金を払って廃棄、焼却処分しておるのが実情であります。木造建築の廃材、庭木や街路樹の剪定くずなど、その始末が問題にもなっております。エネルギーとして利用できる、また利用するしかない木質バイオマスは、幾らでもあります。今土地所有者の森林管理が低下しているだけに、こうしたシステムをつくるのが森林の健康度、林業の活性化につながるのではないのでしょうか。9月定例では、大野ヶ原での風力発電事業の質問もございましたが、菜の花プロジェクトのような地域内循環型社会づくり、また木質バイオ発電の事業化の可能性などについてどのようなお考えか、お伺いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 浅野泰義議員のバイオエネルギー普及推進の可能について答弁をさせていただきます。

原油価格が世界的に高騰したことにより、施設

園芸の加温や漁業用燃料など農林水産業への影響が出始めているところでございます。このような現状の中で持続可能な循環型社会を形成していく上で、地域資源の利活用を図り、化石資源に代替えるエネルギーの開発や普及に向けた活動が重要な課題であると考えているところでございます。このような現状の中で、持続可能な循環型社会を形成していく上で、地域資源の利活用を図り化石資源の代替えということで取り組んでいるところでございますが、第1点目の菜の花プロジェクトの地域内循環型社会づくりについてのご質問にお答えをいたします。

議員お示しの滋賀県愛東町の実施する菜の花プロジェクトは、琵琶湖問題に真剣に立ち向かった住民の行動から始まり、今では農とエネルギーの地産地消により地域の元気を取り戻す運動としてNPO、自治体、企業により全国150カ所で展開をされております。大変素晴らしい取り組みであると思っております。西予市におきましても、廃食油から石けんをつくる廃食油リサイクル運動が婦人部の活動で続けられております。

また、花いっぱい運動から展開したヒマワリ栽培は、地域住民、社会福祉団体と交流を深める中で、ひまわり祭りとしてのイベント開催や搾油して健康油に利用、油かすは肥料に使用する、この一連の循環リサイクルが生まれてきております。菜の花プロジェクトにより、西予の田園地帯に広がる菜の花畑を想像いたしますと、素晴らしい風景に市民の安らぎ効果や地域の活性化などプロジェクトのよさは認識できるところでございます。

しかしながら、菜の花プロジェクトが目指す地域内での資源循環リサイクル形式には、すぐれた指導者や地域の協力による活動が不可欠でございます。

また、段階的な推進と継続的に取り組んでいくことが重要であり、今後調査研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の木質バイオ発電の事業化の可能性についてのご質問にお答えをいたします。

京都議定書が発効され、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となっていることに加え、化石資源への依存の低減や資源の循環利用の観点から、木材などのバイオマス利用の関心が高まっているところでございます。

しかしながら、ご提言の木質バイオ発電につきましては、実用段階にあるもののエネルギー変換、コスト面での技術開発の余地があるところでございます。

また、木質資源の安定的な供給や搬出コストなど多くの課題を含め、今後先進地の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長 13番浅野泰義君。

13番浅野泰義君 先ほども質問いたしました。今の地球温暖化、地球環境破壊、これはわずか50年足らずで今の時代になりました。これからインド、中国こういう先進国に追いつけ追い越せというようなこの人口大国ですね。今現在で中国、世界の人口が例えば100人とすれば、今の中国は21.2人、インドが16.5人です。日本はわずか2.1でございます。わずかそのような先進国はほとんど今中国、インドに負けております。そのような国がこれから今までのような先進国並みの化石燃料を使用していけば、次世代の子供たちは大変なことになります。私はそのような観点から、あくまでも再生可能なエネルギー、循環型にして、すべてお互いが共用しながら進めていく時代ではなからうかと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほども元親議員からもこのエネルギー問題、環境の問題等々出てまいりましたけれども、どちらでも共通することは、今後非常に有限である化石燃料に対する心配ということだと思っております。私もこれも日本全体の問題としては、本当に心配をしておりますし、世界全体のものについても心配をしております。先般も私も激変する世界地図の本当の読み方という本を読ませていただいております。そういう世界の今の状態、将来の状態について憂えるわけでありまして、ドラッカー理論で言いますと、将来は今現在発生しておるわけでありまして、その現在の発生しておることをしっかり見ておくことによって将来につながるというのがドラッカー理論だと思っております。そういう一つのことの中で私ももししっかりした、将来発生する可能性にあることについてしっかりした認識を持たないといけないと、このよう

には思っております。そういう中で、今ほどのご質問だと思えますし、私ども市といたしましても、先ほど部長がお答えいたしました菜の花の問題等々真剣に考えながら、どのように地域の中でそういう新しいプロジェクトが市民の方々と一緒に組めるかどうか検討をしていきたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 暫時休憩いたします。10時35分より再開いたします。(休憩 午前10時19分)

副議長 再開いたします。(再開 午前10時35分)

議長が所要のため退席いたしましたので、副議長が議長の職務を代行いたします。

次に、23番菊地ミスギ君。

23番菊地ミスギ君 議長より許可をいただきましたので、通告どおり財政状況について一般質問をさせていただきます。

あの有名な夕張メロンの市夕張市が財政破綻になり、大変ショックを受けております。平成18年6月20日北海道夕張市の後藤市長は、定例市議会の冒頭、これまでの自主再建が困難であると判断し、法の下での財政再建に取り組む決断をしたと述べ、今後は国、北海道の指導を仰ぎ財政再建団体の申し出及び財政再建計画の策定等を市議会の議決に基づいて進めていきたい旨表明されました。夕張市は財政不足から、本来一般会計から特別会計に繰り出すべき予算を貸付金とするなどし、その財源は一時借入金をもって充ててきました。そして特別会計は、これを現金の未収、未払いの整理を行うために設けられた期間である出納整理期間、翌年度の4月、5月に一たん償還し、改めて一般会計の新年度予算から借りた資金で埋める操作をここ10年来続けていたものと報道されております。市民は財政破綻に驚き、涙ながらにどなり狂っている状況をテレビで拝見いたしました。全国の地方財政は年々苦しくなっております。三位一体改革は、期待に反し地方交付税も減額を続けていることから、財政は非常に厳しく苦しい運営をされていることは承知いたしており、西予市の財政も黄色信号が点滅し始めているものと考えます。

そこで、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、市の財政状況はどのようになっているのか。

市の広報紙や議会だよりに予算、決算等情報開示されておりますが、西予市民も夕張市の報道を見て不安を抱いております。財政はわかりにくいものですが、詳細にわかりやすく西予市の財政状況をお伺いいたします。

2点目、厳しい財政の中、夕張市のような状況に落ち込まないようにするため、今後行われる事業の見直し、優先順位を慎重に審議していくことが重要であると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

副議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 菊地議員の財政状況についてお答えをいたしたいと思えます。

ただいま菊地議員のご質問の中にもありましたとおり、財政破綻をした北海道夕張市は、11月14日の市議会で職員数を向こう3カ年で半分以上、給与を3割カット、7つある小学校と4つある中学校を各1校ずつに統廃合する、また市税や公共施設の使用料などの引き上げ、さらには、ごみ処理も有料化し、全国最低水準とする再建計画の骨格を明らかにいたしました。今回こういった再建計画を熟慮しますと、財政破綻をした町は、全くといっていいほど、町としての機能が成り立たない状況になってしまうことが、今改めて思い知らされる感があります。

そこで、これらのことを十分再認識し、西予市においてもこのような事態に陥らないためにも、今後とも不断の行財政改革に行政、議会、市民が一丸となって取り組み、未来への明るい展望を持てるまちづくりを推進する必要があると考えております。

さて、第1点目の西予市民も夕張市の報道を見て不安を抱いているが、市の財政状況はどのようになっているのかというご質問でございますが、市では毎年2回財政状況の公表を広報紙等で周知しているところであります。それと同時に、本年は特別版として、6月、7月号で西予市の苦しい台所事情と題しまして、事細かな財政事情を市民の皆様にも周知をしていますが、ここに改めまして概要を申し上げたいと思えます。

ご承知のとおり西予市の財政状況は、極めて厳しい状況下に置かれています。その要因は、三位一体の改革によって地方交付税の減額や国庫補助負担金の移譲によるものが最も影響を及ぼしてい

ます。その減額内容を申しますと、平成16年度には6億3,700万円、17年度は3億1,200万円、18年度は1億4,600万円の減額となっておりますが、しかし、この減額はあくまでも単年度数値でありまして、これらを現在までとらえ累積いたしますと、16年度分は6億3,700万円の3カ年分で19億1,100万円、17年度は3億1,200万円の2カ年分で6億2,400万円という指数となり、合併後3カ年で26億8,100万円という膨大な金額が削減をされています。自主財源の乏しい当市にとりまして、地方交付税の減額は致命的でもあり、このことによって西予市の財政を圧迫しているのが現状であります。

また、そのほかにも財政構造の弾力性を判断する指標では、一般的に75から80%が妥当とされる経常収支比率が90.6%になっており、財政の硬直化が進んでいます。このほかに起債制限比率という借入れの是非についての指数は9.9%でありまして、この指数が15%を超えると借入れに注意が必要とされ、また20%以上になりますと、借入れが制限されるというものであります。

他方、借入金の返済に対する指数の公債費負担比率では18.7%になっています。この判断指数は、15%以上が警戒ラインで、20%を超えると危険ラインと言われており、現在の指数では警戒ラインを超えている状態でございます。

また、17年度末の借入残高は330億円を超え、18年度当初予算の1.4倍に達しており、今後の元利償還額が増大することが見込まれているため、市債の発行につきましては、厳に抑制していかなければならないと判断をいたしております。

次に、2点目の事業の見直し、事業の優先順位のご質問につきましては、本年度4月から行政評価を導入し、約1,800程度ある事務事業の評価に順次取り組んでいるところでございます。この事務事業評価の結果によって事業の廃止、見直し等を実行し、限られた財源を有効に活用してまいりますとともに、市民の皆様にはわかりやすく、透明性の高い行政運営に努めてまいります。

また、事業の優先順位につきましては、今月中に審議する予定であり、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますが、西予市も第二、第三の夕張市にならないよう、細心の注意を払いながら鋭意取り組んでまいりますので、どうか今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長 23番菊地ミスギ君。

23番菊地ミスギ君 市長に再度お伺いしたいと思いますが、西予市の台所事情、非常に厳しいところを詳しく答弁いただきました。それぞれの機構改革によって市民サービスの低下にならないよう、そして市民の皆さんとそれと行政、議会が一体となってわかりやすく説明をすると今答弁ございましたが、どのような方法で皆さんが金がない、金がないと言って市民の声はよく聞くのでございますが、本当に理解をしていただき、そして皆さんで手をとって市民の皆さんと一緒に行政を歩いていくことが重要であると考えますが、市長さんのお考え、もう一度再質問とさせていただきます、私の質問を終わりたいと思います。

副議長 三好市長。

三好市長 それでは、菊地議員の再質問についてお答えさせていただきます。

ご案内のとおり、財政というのは行政の根幹をなすものでありまして、そこを間違ったら大変なことになります。そういう意味で、今ほど指数的なものを含めて部長の方からお答えしたわけですが、あの指数が物語っているということは、厳しいという現実があるということとまず議員の皆さんも市民の皆さんもご理解をいただくということがまず大前提であろうと、このように思っております。

そういう中で、私どもは今ほど行財政改革に取り組んでおりまして、行政改革大綱はもとより、先ほどから言っております行政評価システムを今導入し始めました。1,800にわたるその中の事務事業の一つずつ見直しをかけていく、それが本当に必要かどうかということ一つずつ全部見直しをかけていくというようなことから今始めておりまして、またそれだけではなく、その施策の根幹をなす施策自身が必要かどうかというところの大きな枠まで入っていくのが行政評価システムであります。したがって、そういうところを訴えながら住民の皆さんに、こういうことについて

は今はやめましょうよ、あるいはもう少し延ばしましょうよというようなことをやらさせていただく、それは行政改革だと思っております。

しかしながら、もう一面には、夢というものがなくてはなりません。やはり次世代につながるようないろいろな現時点でやるべき事業、仕事というのがあろうかと思っております。それについては、しっかりした先ほどからのいろいろの一般質問にありますが、その中にも次世代につながるようなすばらしいご質問中にもあります。そういうことを受けながら、次の世代につながるような仕事については、別の観点で事務事業評価、行政評価を受けながら進めていくのが正しいのではなかろうかと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長 次に、29番二宮元君。

29番二宮元君 私は、関係する市民の要望に基づき、2つの課題について質問させていただきますが、まずその前に、以前恵まれぬ僻地の高台に住む高齢者の交通弱者に対する福祉バスについて質問をいたしておりましたが、去る10月より本格的に運行を開始されておりまして、お年寄りの皆さんは、利用者もさらにふえており、今や最も大切な交通手段として頼りにされ、大変喜ばれております。市長初め関係部局の職員の皆さん方に温かいご配慮にお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、本題に入ります。

まず、高速道路西予市下川インターの実現についてでございます。

私が今さら申し上げるまでもなく、道路網の整備整理の重要さは西予市発展のために不可欠であります。去る11月24日の全国知事会の中でも、加戸知事を初め四国の知事がこぞって高速道路8の字ルートの早期完成を強く要望されていたことをテレビで報道されておりました。過去を振り返ってみますと、敗戦後の日本が著しく成長をなし遂げたのも高速道路を初め道路網の整備が原点であったと思うのであります。ご承知のとおり四国は、本州、九州と比べさらに整備がおくれており、以前は虎刈道路とか、20年の格差があるなどと言われ、後進地としてのレッテルが張られていた時代もありました。

しかしながら、本州・四国をつなぐ連絡橋の淡路鳴門大橋、瀬戸大橋、今治尾道大橋が相次いで

開通して以来、四国の高速道路も弾みがつき、愛媛県もおくれている南予の高速道路整備推進が図られ、暫定2車線の新直轄方式により、西予市から宇和島市へ建設が急ピッチで加速しており、さらに促進されれば、四国の8の字高速道路は、4県の知事の要望どおり、早期完成も大いに期待できるのではないかと見守っているところであります。このように道路整備の進む中、西予市では西予宇和インターも完成して、国道56号線、主要県道宇和野村線とも接続しており、産業、経済、物流と地域間の消費拡大がさらに期待できるものと考えております。

しかしながら、野村、城川そして宇和町の明間地区においては、この西予インターを利用し、宇和島方面に行くには、往復6キロをUターンせねばなりません。手前の下川歯長橋からトンネルまで300メートルしかなく、目と鼻の先であります。この時間のむだを解消して、より早く快適に目的地まで行けるようにならないかと関係住民は切実に願っております。この宇和島道路が開通し8の字ハイウエーが直結すると、申し上げるまでもなく、地域の皆さん方は農産物を初めあらゆる物流が将来京阪神に向け流通が可能となり、一層消費拡大に結びつくことと思っております。今後想定されております地震や災害時の代替道路としてもはかり知れない大きな役割を果たすことと確信をいたしております。

なお、一足先に完成した大洲市においては、大洲東インター、北只インターを初め6カ所の進入路が整備されており、主要道路のどこからでも乗り入れることができ、きめ細かい行き届いた市民へのサービスが整っております。この下川インターが実現すれば、言うまでもなく一時的な利用ではなく、永久的であり、関係住民にははかり知れない関係が浴すると思うのであります。さきにも述べたように、このインターは高速道路が急ピッチで進んでおるだけに、早急に関係する当局への要望対応が望ましいのではないかと思っておりますが、実現に向けて三好市長のご英断をお願いいたします。

次に、庁舎建設についてでございます。

このことにつきましては、議会でも特別委員会をつくり、中国方面に視察研修など既に始まっているところであります。

なお、総務委員会においても、市内5カ所の旧

庁舎の状況などきめ細かく調査し、耐震強度など各総合支所長を初め職員からも状況を見聞きしており、私も総務委員の一人であり、ともに勉強をいたしておるところであります。合併前の協議会でも、このことは位置は決めていなかったけれども、本庁舎は宇和町内であるということになっておりました。新聞、テレビにも報道されておりますように、先ほども質問がございましたように、北海道夕張市では360億円の赤字を抱え倒産となり、市民からも多くの不平不満が広がっており、かじ取り役の市長も大変なご苦労をされております。いろいろ取りざたされておりますが、余りにももの箱物、公共施設を多くつくり過ぎたことが一番の原因であったと言われております。このことは夕張市に限ったことではなく、西予市でも油断をすれば同じことが起こる危険性が多分にあると思うのであります。今までも各自治体は、住民から要望があれば、さらにこたえようと国、県に補助金、起債などを取りつけ、西予市内でも次々と箱物をつくり続けており、今後は一層議会も真剣に財政面にはチェックしていくべきだと思っております。

さきの特別委員会で視察をした岡山県真庭市では、9町村が合併して1年が経過をしておりますが、面積も広く、分庁方式を取り入れ、先に蒜山分庁舎を建設が始まっております。5年後に本庁舎を建設するというところでございますけれども、今からが本番であり、先送りの大きな課題が山積をいたしておるようでございます。

さきにも述べたように、自主財源の乏しい西予市であるだけに、田舎だけに企業誘致も期待できず、交付金など国、県を頼りにするしか道は望めないのであります。転ばぬ先のつえ、備えあれば憂いなしのことわざのとおり、見えを張り立派な大金を投じて新庁舎をつくるより、そら気持ちもあると思いますけれども、今こそ西予市もみずから不安定な将来に備え、質素、儉約を心がけていくべきだと思っております。極めて厳しい財政面の続く西予市であるだけに、背伸びして大きな庁舎をつくり、何もかにも一極集中的な計画をするよりも、旧野村庁舎も有効に活用して、一部部局を移し、分庁方式で取り組むべきではないかと思っておりますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

副議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 二宮議員の1点目の高速道路西予市下川インターの実現についてこれの一般質問にお答えいたします。

西予市と宇和島間を結ぶ延長15.5キロメートル区間の四国横断自動車道は、平成15年に国土開発幹線自動車道建設会議において、新直轄方式により整備することが決定され、宇和島道路、一般国道56号自動車専用道路これに接続されるものであります。平成16年3月に工事に着工をいたしております。現在の進捗状況は、用地買収等が96%であり、また工事は発注済みも含めて65%という状況にあります。11月19日に齒長山トンネルの起工式が行われたことから、今後事業の進捗に弾みがつくものと期待をしております。

今回整備される区間につきましては、既存の大洲道路、宇和島道路のように一般国道のバイパスとして整備された高規格道路これとは別の性質の道路でありまして、高速自動車道国道法に基づき整備計画の決定を受けて整備されるものであります。国において整備するインターチェンジは、その必要性が認められる政策インターのみとなっておりますけど、高速自動車道への効率的なアクセスを確保することにより、企業立地を初めとした地域経済の浮揚、雇用創出の促進という観点から、平成17年に地域活性化インターチェンジ制度が導入されており、原則的には増設インターの設置は可能となっております。

しかしながら、地域活性化インターチェンジ制度要綱には、一定の条件があり、その主な内容は、インター設置による費用便益費、B/Cと言われますが、これは通常費用対効果と言われるものでございます。これが1.0以上であること、またテーパー長区間、この区間といいますのは、インターチェンジから高速道路の本線に乗りますときに、本線と並行して走っている区間があるといいますが、その区間のことをテーパー長区間と言いますが、これは国交省が施工するものの、インターチェンジ本体は自治体の負担で施工することなど、自治体において説明責任が可能なことが諸条件になります。こういったことから、北宇和島の国道56号から津島方面に向かったの既存の進入路は残るものの、松山方面に向かったの進入路はできないというのが現状であり、このこと

から考えてみましても、下川地区に今すぐインターチェンジが増設されるということは大変厳しい状況にあると思いますが、今後も国土交通省、四国地方整備局と十分な協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の庁舎建設についてについて答弁をさせていただきます。

新庁舎建設につきましては、合併協議会で10年以内に宇和町地内に建設する、この合意がされているところであります。事務所の方式は、合併前に本庁方式、分庁方式、本庁総合支所方式等多くの議論があったところでありますが、メリット・デメリットを総合的に検討された上で決定されたところであります。本庁方式では、新庁舎建設という費用は必要となりますが、まず1点目に、業務を集中することで事務の効率化と組織のスリム化が図られる、2点目に、市の一体感が醸成される、3点目に、命令系統の一本化と迅速な対応ができるというメリットが考えられます。

一方、分庁方式では、既存の旧町の庁舎が利用できるというメリットはありますが、第1点目に、業務が分散するため、部門にまたがる業務調整等が困難となる、2点目に、機能が分散し、管理上非効率的である、3点目に、命令系統が複雑化し、迅速な対応がとれない、4点目に、会議、決裁等に支障を来す、5点目に、窓口がある庁舎が異なるため、住民への負担を強いられると、以上のデメリットが考えられます。合併協議では、以上のことを踏まえて検討され、西予市においては分庁方式が選定されなかった経過があります。こうした全国の自治体の中には、分庁方式を採用した事例もありますし、また合併時採用した分庁方式を解消する動きも出てきているところもございます。分庁方式による旧町庁舎を効率的に利用できるという一時的な利点はありましても、部門の分散による業務調整の困難や機能の分散による管理上の非効率、窓口の分散による住民への負担など長期的な視点で考えた場合、分庁方式はますます複雑化する行政運営には適しない要素が多いのではないかと考えております。いずれにしましても、今後の新庁舎建設に向けて取り組む中で、長期的展望に立った組織機構のあり方、また関係機関の本庁機能と庁舎利用の方法等を十分検討し

決定していきたいと思っておりますが、財政事情が殊のほか厳しい時期でもあり、市民のコンセンサスが得られる西予市の身の丈に合った庁舎を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきます。

副議長 29番二宮元君。

29番二宮元君 下川インターについては、今部長から説明がございました。

いろいろ制約があるということは聞いております。

しかしながら、先ほども申しましたように、明間地区、野村町、城川町、そしてまたさらには大洲市の肱川町、河辺に至るまで、これがインターが完成すると皆利用されるということでございます。さらにまた、宇和島方面からこちらへ来られる人も野村方面に寄りの方はすべてあれを通らるということ、非常にはかり知れない恩恵に浴する大切な道路であると、このように私は受けとめておりますので、ひとつそういう気持ちでひとつ部長さんあたり、それぞれ各方面にいろいろと陳情など申しただきまして、ぜひひとつ実現をするようお願いをいたしたいと、このように思っております。

それから、先ほどの市長さんの答弁でございますけれども、私らも旧5町の庁舎等も調べてまいりましたけれども、非常に野村町の庁舎などは立派な庁舎でございまして、あれをそのまま休めていくのは、大変もったいないということを常に総務委員会の人らも言われております。このことは市長も十分理解されておると思っておりますけれども、やはりある資源は有効に活用するということが一番大切なことではなからうかと、なおさら今のような厳しい財政の中では、これが不可欠であると思っております。ひとついま一度ご再考いただきながら、さらにひとつ住民サービスが隅々まで行き届くようなご配慮をお願いをいたしたいと、このように思っております。

副議長 三好市長。

三好市長 二宮議員の再質問についてお答えさせていただきます。

下川インターの実現については、非常にこの視点はすばらしい、新しい視点ではなからうかと思っております、そのことをご発言いただいたことに対して、非常に関心も持っておりますし、市長といたしましても、何らかの行為ができる可能

性があったら、進んでいきたいとは思っております。ただ、今現実的には、今部長が申しましたとおり、いろいろな制約があるかと思っておりますが、その辺のところについては、また議員の皆さんも一緒にいろいろお考えいただいて、私どもも先ほど回答いたしましたとおり、何らかの方法に今から進めれる可能性を探っていきたいと、このように思っております。

2点の先ほども申しました野村庁舎の活用については、確かに有効活用という視点としては大事なことだと思っております。先ほども私も言いました関係機関の本庁機能と庁舎利用の方法という言葉であらわささせていただきましたけれども、そういう考え方もあるのかなという発信でございます。検討を今後していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

副議長 次に、15番三好幸夫君。

15番三好幸夫君 ただいま議長の方から許可いただきましたので、さきに通告しておきました2件について理事者にその所見をお伺いしたいと思います。

まず第1は、地域振興予算のあり方についてでございます。

合併後2年半余りを経た今日、地方における経済不況の流れは変わらず、特に1次産業の冷え込みは、会う人ごとにその厳しさを訴えられるありさまであります。この傾向は特に周辺部地域で顕著であります。私は地域活性化の観点から、これまで2回一般質問に立ちましたが、その柱は各総合支所の活用でありました。市内5町はそれぞれ特色のある町であり、1つの方策で全市を網羅するには無理があります。どうしても各町、各地区にあわせた方策を考える必要があります。ことし始まった地域自治活動補助金というのがありますが、これはこれまでも各町単位にありました自治活動補助金を西予市全体に統一した基準で再生したものであります。支給基準を統一することで、各地区に不公平とならないように意図されたものと思っております。

しかしながら、各町における活動単位は多種多様でございます。一つの基準にまとめることで、一見平等、公平に見えながら、不公平を生じさせているのであります。自治効率のよい町中は人口も多く、補助金も多くなりました。逆に効率の悪

い周辺部は、その活動も制約されるほど減りました。本来過疎化に悩む周辺部こそ、その活動を活気づけるため手厚く補助すべきではないかと思っておりますが、逆の効果となっております。例えて申しますと、野村地区では、13地区の農業振興地域といいますが、そういった団体がございまして、村おこしという活動を行っております。その村おこし活動の補助金が今回これで変わったわけでございます。私の住んでおります中筋におきましても、中筋には中筋という地区と蔵良という村おこしの単位がございまして。中筋は人口や集落数の関係で若干ふえました。ところが、蔵良地区はその集落数の関係で半分以下に減りました。国の全国統一基準で今まで地方は悩まされてきましたが、まさにそれと同じような状況が西予市においても生じたわけでございます。これを解消する方策として、私はさきに申しました総合支所の活用といいますが、それがあろうと思っております。ここに総合支所長さん4名の方がおられますが、私はこれにもう一つ宇和総合支所長がおればちょうどいいのになど考えておる次第でございますが、各総合支所を県における地方局のような感じでとらえますと、ここに細部の権限を譲る、それによって地域の活性化を図るといふものでございます。ただし、その基本としまして、まず補助金の配分につきましては、各町単位に人口比、面積比で配分し、その運用、配分方法につきましては、各総合支所に競わせる、任せるのでございます。各総合支所長のもと、知恵を競わせて、地域振興を図るのが支所の人材活用にもなり、地域住民にも喜ばれるのではないかと考えております。この件につきまして市長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、2番としまして市の職員給与についてでございますが、西予市は平成16年に5町が対等合併して成立しましたが、当時5町間の職員給与には格差がございました。これを5年かけて調整するということであつたと思っております。民間でも合併すれば同様の問題があり、やむを得ないものかと思っておりましたが、先日研修に参りました広島県庄原市におきまして、ここも7市町が合併をしておりました。そういった中で伺いますと、合併後1年で調整したとのことでございます。やればできるんだなと思った次第でございますが、職員の中には給与が上がった人もあり、下

がった人もあり、平均して全体平均よりは低目で調整されたとのことでありました。給与というものは、サラリーマンをされた方はわかるかと思いますが、同じ職場で同格で働いていても、以前からの成り行きでその支給に差があるというのでは、職場規律の面から考えて非常に問題ではないかと考えるものでございます。庄原市の例を見ても、できるということでございますから、当西予市においても、速やかな是正、調整を行うべきと考えますが、市長のご所見を伺います。

以上、2件についてご質問して、私の質問を終わらせていただきます。

副議長 森企画総務部長。

森企画総務部長 三好議員の地域振興予算のあり方についてお答えをいたします。

これまで旧町においては、住民みずからの自由の発想と責任のもとで、多岐にわたる特色ある自治活動が行われてまいりました。そして、活動に対する補助金が、市の施策を展開する中で、市民活動を活性化するなど、長い間重要な役割を担ってまいりましたが、本来補助金は自助努力を持ってもお不足する分を補助するものである、このことから補助金の見直しを行い、今年度から基準を統一したところであります。今後この補助金については、行政評価の中で十分精査していきたいと考えております。

合併したことにより組織のスリム化と行政運営の効率化のため、基本的には本庁へ権限を移行した部分もありますが、現在の総合支所にもサービスを低下させないための業務を推進する課及び職員を配置しておりまして、本庁、総合支所は一体の機能を堅持していると考えております。現在の総合支所は、単なる政策を実施するだけの末端の出先機関ではなく、住民との協働の最前線であり、施策課題の発見と政策形成の出発点になるところだと考えております。職員が企画立案の高い見識を持ち、地域のために一生懸命取り組んでいくなれば、独自の権限がなくても政策予算を組み、地域の個性ある建設的な事業によって、よりきめ細かいサービスも十分可能だと考えております。市長は常々職員に、現状に甘えず自己啓発に努め、政策課題の発見や挑戦によって政策形成能力を高め、住民に目線を置いた納得と信頼の行政が進められる市の職員になってほしいと言われてきたところであり、今後も市長のこの方針は変わ

らないものと思っています。

ただいま議員からいただきましたご質問の内容については、今後検討してまいります組織機構の見直しの中で総合支所のあり方も含め、総合的な見地から検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長 別宮助役。

別宮助役 三好議員の市の職員の給与についてお答えをさせていただきたいと思っております。

職員の給与につきましては、優秀な人材の確保、また職員の勤労意欲の維持、向上等の観点から、市の行政能力に係ります大変重要な問題だというように認識をいたしております。

また、一方では給与費の増大、これは市の財政の硬直化を招くという、行政の推進に支障を及ぼすおそれがあるわけでございます。その制度運用の適正化に向けて努力をしているところでございます。

さて、職員給与の速やかな是正、調整についてであります。合併特例法で合併市町村は職員の任免、給与、その他の身分取り扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされております。合併時の申し合わせに基づきまして、現給保証を基本にいたしまして、将来に向けて調整措置を講ずることといたしておるわけでございます。具体的には、現在旧5町の給与制度運用を再検討をするとともに、均衡の原則を考慮し、旧宇和町をモデルに平成17年度に第1次調整を実施をしたところでございます。ご承知のとおり、平成18年4月に過去50年ぶりに大幅な給与構造改革が実施をされました。従来の1号給が4号給に分割をされ、年4回の昇給が年1回に統一もされるなど大幅な改革がなされたところでございます。この新給与制度によります運用上での調整作業を現在進めておるところでございます。今後におきましても、合併時の申し合わせの中で、5年間の中で調整をしていこうという申し合わせもございまして、短期間で是正するように現在作業を進めておるところでございますので、ご理解をいただきたい、このように考えておるわけでございます。

副議長 以上で一般質問を終結といたします。

ただいまから日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみに願います。

(日程2)

副議長 日程第2、議案第177号「西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について」及び議案第178号「西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について」の2件を議題といたします。

まず、議案第177号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 次に、議案第178号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

副議長 次に、日程第3、議案第179号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」から議案第191号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの13件を一括議題といたします。

まず、議案第179号及び議案第180号の総務企画部に対する2件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 次に、議案第181号から議案第185号までの教育部に対する5件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 次に、議案第186号及び議案第187号の産業部に対する2件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 次に、議案第188号から議案第191号までの建設部に対する4件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

副議長 次に、日程第4、議案第192号「愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について」を議題といたします。

これにより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

副議長 次に、日程第5、議案第193号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

これにより本案に対する質疑を行います。

18番兵頭勇君。

18番兵頭勇君 この第193号の過疎地域自立促進計画についてお尋ねをいたしたいと思いません。

直接この追加に対する質疑ではないわけですが、ちょうど昨年示されました平成17年から21年いわゆる5年間のこの計画に基づいて事が進んでおるといふふうに思います。ちょうどこの追加依頼に改正前のことは載っておりませんが、三瓶に建設を予定をしておりました特別養護老人ホームのその後のことについてお尋ねをするわけであります。

ちょうどこの件については、合併前からの引き継ぎであろうと思います。ちょうど私どもが新しく議員になりまして、はや三瓶町に建設をされる予定をしておりましたことが二転したと思いません。最初は、三瓶の文化会館の横の紡績跡地にあの広いところにやるということで議会も了解をし、できるであろうというだれしもが思っておりました。しかしながら、地域の同意を得ていなかったということで白紙の状態、次に垣生にやるということで、2つの業者でいろいろ評価して1業者に指定してやるようにした。県も了解をし認可をした。しかしながら、やろうとする業者が能力がなかったということで、これも白紙になったと思いません。そのようなことで、やはりこの旧5町で三瓶だけが特別養護老人ホームがないというようなことで、やはり旧三瓶町の方々の要望もあろうと思います。そのようなことの中で、今県と西予市のその問題だけではないと思うわけですが、信用、信頼の関係がぎくしゃくも関連してあるのではなからうかというふうに自分なりに思います。この特別養護老人ホームの建設については、やはり高齢化社会を迎えて、だれしもが老いや介護は最後に経験をしなければならぬことでもあります。人ごとではないと思いません。そのためには、やはり三瓶町には特別養護老人ホームを必要とするならば、地域を挙げて一丸となった取り組みをしなければ、ついなことの繰り返しというふ

うに私は思います。

そこで市長にお伺いをするんですが、今後どのような計画を持たれておられるのか、1点お伺いをいたします。

以上です。

副議長 三好市長。

三好市長 それでは、兵頭議員の第193号の関連質問ということでお答えをさせていただきます。

三瓶における特別養護老人ホーム、これは私は本当に地元の方々の今ほど兵頭議員のお言葉をかりますと、老いと介護の問題の観点から考えますと、非常に大事なもんだとこのように思っております。そういう中で、旧三瓶町から引き継ぎまして西予市においてもそれぞれ検討を進めておるところでございます、もう現段階といたしましては、西予市が責任を持って三瓶の方々のいわゆる老いと介護のために特別養護老人ホームを進めていこうという考えで今進めております。したがって、考えといたしましては、県の方ともそういう事前協議の段階で今進めておるところでございますが、社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会に委託をすることとして、その中で場所の選定を今地元の三瓶選出の議員の方々とともに場所の最終決定をする段階に来ておまして、それができ次第、県の方も受けていただくような流れに今進んでおるところでございます、はっきりした段階にこの議会の場でお示しできるようにしていきたいとこのように思っております。

以上でございます。

副議長 そのほか質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

副議長 次に、日程第6、議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)」についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 一般会計の35ページ、衛生費、塵芥処理869万3,000円のうち512万5,000円という宇和清掃センター作業場の鉄骨平家建て119平米この増設とあります。その中に城川清掃センター作業場の屋根、外壁の取りかえ工事とありますが、この城川センターについての説明を願いたいのでありますが、この目

的、それからどういうことを行うのかということがまずそうであります。実は、これは先般私が申しましたごみ処理費の1億円削減目標、これは大いに結構である。そのために必要な施設の整備は行うべきであるということをお申しましたが、本来のそういう目的を達成するためには必要であろうということではありますが、この改築、できれば内容について、作業場の中の快適に作業ができるというようなことについても配慮をしていただきたいということでもあります。

それと、1億円削減に対してちょっと提言と申しますか、市民の協力を得るため、これは必要であるということはお案内のとおりであります、例えば市民一人が1日1円、ごみ処理に節約をいただいたならば、市民全体で年間1,679万円の節減になる、この計算になります。そのことを周知徹底することが大切であると思っております、そのお願いの仕方にはいろいろあると思っております。その方法によって左右することがあるということでもあります。そのことを先日テレビで、例えば広告とか看板をどういようにしたらいいかというようなことでやっておりました。一例を挙げてみますと、障害者の専用駐車場を確保するために看板を駐車禁止というようなことを置いておったが、一向にそれができないということで、また看板を変えて、皆様の協力のおかげで専用駐車場の確保できました。ありがとうございますと書いたら、途端に違法駐車がなくなったというようなことがあります。これを今駐車場のこと、そういうことを力説しておりました。西予市のごみ減量に対しても、実は私、先般空き缶ポイ捨て禁止条例を制定したらということを出して言ったら、これは市民の皆様に協力を願って、ちょっとそれは時期尚早ではないかというようなことで見送っておりますが、私も今ちょっと考えてみると、そういうようにいろいろ規制で縛るだけでなしに、いかにして皆様になるほどと言えるような形にごみ処理に協力してもらおうか。今の看板一つにしてこんなに大きく変わるということがあれば、宣伝一つによって大きく変わるじゃないか、皆様の協力が得られるんじゃないかということがねらいでありまして、実は城川町の作業場の鉄工そのもののねらいは別でありますけれど、そういうことを35ページのその予算について申し、この目的とそのねらいについてまずそれを願ひ、後のこともひとつお

願いたいと思います。

副議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 ただいまの浅野議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

城川の清掃センターのことにつきましての増改築の工事でございます。

おっしゃられますように、実は城川の清掃センター、これは外壁が風雨が遮断するような構造になっておりません。したがって、今後雪とか雨とか風雨に中へ作業するのに非常に支障を来してくるだろうと、このように考えておきまして、これらに対応する外壁等取り付け等の工事、これを86万1,000円予算を計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

副議長 三好市長。

三好市長 それでは、この場から答えさせていただきますけれども、1億円減額運動への提言という部分だけで私の答えとさせていただきますが、私、今この1億円減額運動については、この運動は私は市民運動であり、また生活運動であり、各自治体をお願いする運動だと、自主的な運動だと思っておりますので、そういう観点から市民の方々にご協力をいただきたい。これが将来につながる市民意識の高揚につながると、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

副議長 そのほか質疑はありますか。

22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 1点だけお伺いをしたいと思うわけですが、農業費の畜産業費で、家畜導入事業補助金の返納金8,200万円余りが計上されておるところでありまして、これは先日説明がありましたように、高齢者等肉用牛特別導入事業が廃止になったということで、国、県への返納金というふうに伺っております。この事業は、昭和51年度から今日まで続いてきた事業でありまして、これまでに城川地域を見ますと、394頭が導入されておりまして、現在貸し付けがなお37頭あると、このように伺っております。今回のこの事業廃止に伴いまして、農家からの償還等の対応はどうなっておりますのか、どうされるのか。

さらには、非常にこれは高齢者にとりましては、生きがい対策にもなるわけでありまして、地

域の畜産振興上大変貢献をしてきた事業というふうに理解をしておるわけでありまして、そういった観点から、今後例えば市の単独でも継続をされるべきではないかなと、このような思いを持っております。そこら辺のお考え方についてお伺いをいたします。

副議長 小玉産業部長。

小玉産業部長 鍵原議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

城川におきましては、昭和51年からの導入を基金の造成をいたしたということでありまして、野村の方は58年度からの導入をいたしておるところでございますが、394頭というような段階で、育成関係で大変役に立っておることだろうと思っております。償還のことにつきましては、償還のことも考えまして、この償還返戻金の方も考慮をいたしておるところでございます。

そして、今後の対策といたしましては、この事業のあり方自体もどうしたらよいかということをおの方とも今協議をしておる段階でございますので、これにかわるような事業を取り組んでいきたいというようなことも出ておりますので、今検討をいたしておるところでございます。

以上でございます。

副議長 そのほか質疑はありますか。

6番嶋川武文君。

6番嶋川武文君 私も1点だけ。

35ページになりますが、きょうは一般質問で二人の方がエネルギー問題でございますが、燃料費の増額がございます。これは総務、厚生、産業建設においてそれぞれあると思います。これが、例えばガソリン、軽油、重油、本定例会におきましては具体的な数字ですから、難しいかもしれませんが、具体的にどのぐらいで購入されているのか、お示しいただきたい。最終日でも結構でございます。

それと、対前年比でどのぐらいアップしているのか。ちなみに、私も小さな会社を経営しております。軽油税32円10銭を含め、消費税を含め、ただいま32円10銭はおよそうちも年間1,000万円県に納めておるんでありますが、ちなみに98円で購入しております。

以上でございます。

副議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 嶋川議員のご質問にお答えい

たしたいと思います。

ただいま手元に資料がございませんので、最終日まで担当から取り寄せましてご説明をさせていただきますたいと思います。よろしくお願ひいたします。

副議長 そのほか質疑はありますか。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 1件ばかりご質問をさせていただきますたいと思います。

ちょっと歳入の土木債の分の中で、減額の1億1,130万円がございます。これは1つの分の事業ができなくて、ほかの財源でできていくなればいいんですけども、かなりの量がこの中に出てきております。

それと関連をいたしまして、44ページの道路新設改良費の中で1億1,040万円ですか、これが補正で減額になっております。この事業を上げるときには、本当にその地域が本当に欲しくて上げてきたんだらう。それでそのことをいろんな形の中で酌み取ってきたんだらうと思うんですが、これがどうしてこういう形になってするのかということをご説明を願ひたい。

以上です。

副議長 鶴岡建設部長。

鶴岡建設部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたしたいと思ひます。

土木債と道路新設改良費、歳出の分ですが、両方とも1億円を超えるような減額になっておりますが、これの一番の大きな原因については、先ほどからご質問もあったような三瓶の垣生の特別養護老人ホームの関係で、その関係でつくった道路ではないんですけど、建物を建てる場合に建築基準法の方で後退線がありますので、その後退線の部分を市の方へ寄附していただけますかということ、その部分も寄附採納可能だというような線でもって道路改良を全体的に行っていくというような考えがございましたので、今回その特養分がちょっとだめになりましたので、その部分については、もう道路改良できませんので、特養の用地までの間の道路だけをやっていくということ、その分がおおむね七千四、五百万円ぐらいは減額になっておりますので、その部分が大きなものでございます。

そのほかについては、先ほど議員言われたように、もう少し予算を組む上において、精査した上

で組めばよかったんですけど、入札減少金なり、その辺の設計精査によつての減額が出ましたので、今回補正計上をさせていただきますたいものがございます。

以上でございます。

副議長 そのほか質疑はありますか。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

副議長 次に、日程第7、議案第200号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第208号「平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」についてまでの9件を一括議題といたします。

議案第200号から議案第208号までの9件に対する一括質疑を行います。

質疑はありますか。

28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 所管外の1件についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

議案第201号国民健康保険の特別会計でございますが、平成17年度では、私の記憶では、1億5,000万円程度の一般財源からの繰入金があったようでございますが、現在の数字で結構でございますが、一般会計からの繰入金はどのようになっておるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

副議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 ただいまの大竹議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

一般会計からの繰入金につきましては、各それぞれの11の診療所がございますけれども、この中で全部ではございませんけれども、合計で18年度、年度はまだ途中ではございますけれども、現段階におきましては、合計で1億2,420万3,000円、以上が一般会計からの繰入額となっております。

以上でございます。

副議長 そのほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

副議長 次に、日程第8、議案第210号「市道路線の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案28件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(日程9)

副議長 次に、日程第9、請願第2号「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める請願について」及び陳情第6号「森林整備・林業振興と山村地域の活性化に関する陳情について」から陳情第8号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について」までの4件を一括議題いたします。

この請願・陳情につきましては、お手元に配付いたしております請願等文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案並びに請願等について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めることにいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は12月19日午後1時30分より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時55分

平成18年第4回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成18年12月19日 教 育 長 二 宮 宇 明  
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二  
 1.開 議 平成18年12月19日 建 設 部 長 鶴 岡 康 年  
 午後1時30分 産 業 部 長 小 玉 岩 康  
 1.閉 会 平成18年12月19日 生活福祉部長 武 田 勉  
 午後2時32分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員

1番 田 中 剛  
 2番 松 山 清  
 3番 宇都宮 明 宏  
 4番 松 島 義 幸  
 5番 元 親 孝 志  
 6番 嶋 川 武 文  
 7番 沖 野 健 三  
 8番 森 川 一 義  
 9番 亀 井 秀 男  
 10番 名 本 修 三  
 11番 河 野 作 生  
 12番 藤 井 朝 廣  
 13番 浅 野 泰 義  
 14番 浅 野 忠 昭  
 15番 三 好 幸 夫  
 16番 岡 山 清 秋  
 17番 酒 井 宇之吉  
 18番 兵 頭 勇  
 19番 山 本 英 男  
 20番 山 本 昭 義  
 21番 梅 川 光 俊  
 22番 鍵 原 芳 和  
 23番 菊 地 ミヌギ  
 24番 宇都宮 二 朗  
 26番 山 本 安 男  
 27番 平 野 武 男  
 28番 大 竹 忠 盛  
 29番 二 宮 元  
 30番 坂 本 隆 重  
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

25番 岡 田 周 三

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二  
 助 役 別 宮 静  
 収 入 役 三 好 藤 治

明浜総合支所長 安 藤 芳 夫  
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠  
 城川総合支所長 吉 良 孝 一  
 三瓶総合支所長 松 本 正 志  
 病院総括事務長 上 甲 福 重  
 消防本部消防庁 中 野 竹 夫  
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明  
 財 政 課 長 清 水 忠 夫  
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫  
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程		
1	議案第177号	西予市国民保護対策本部及び西予市緊急処理事態対策本部条例制定について
	議案第178号	西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について
	議案第179号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
	議案第180号	西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
	議案第181号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
	議案第182号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第183号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
	議案第184号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第185号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第186号	西予市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第187号	西予市農業委員会の部会の委員定数に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第188号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第189号	西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第190号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第191号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
	議案第192号	愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について
	議案第193号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について
	議案第199号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)
	議案第200号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)
	議案第201号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第202号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)
	議案第203号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第204号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第205号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第206号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第207号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)
	議案第208号	平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
	議案第210号	市道路線の認定について
	請願第2号	ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求め

- る請願について
- 陳情第 6号 森林整備・林業振興と山村地域の活性化に関する陳情について
- 陳情第 7号 悪路改善についての上申について
- 陳情第 8号 「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について
- 追加 議案第211号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第212号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
- 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- |             |   |           |                                      |
|-------------|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 議案第 177 号 | 西予市国民保護対策本部及び西予市緊急処理事態対策本部条例制定について              | 議案第 190 号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 178 号   | 西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について                        | 議案第 191 号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について           |
| 議案第 179 号   | 西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について                     | 議案第 192 号 | 愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について                |
| 議案第 180 号   | 西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について                       | 議案第 193 号 | 西予市過疎地域自立促進計画の変更について                 |
| 議案第 181 号   | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について                      | 議案第 199 号 | 平成 18 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)           |
| 議案第 182 号   | 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について                 | 議案第 200 号 | 平成 18 年度西予市授産場特別会計補正予算(第 2 号)        |
| 議案第 183 号   | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について         | 議案第 201 号 | 平成 18 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)     |
| 議案第 184 号   | 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について                        | 議案第 202 号 | 平成 18 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)       |
| 議案第 185 号   | 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について               | 議案第 203 号 | 平成 18 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)       |
| 議案第 186 号   | 西予市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 204 号 | 平成 18 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)     |
| 議案第 187 号   | 西予市農業委員会の部会の委員定数に関する条例の一部を改正する条例制定について          | 議案第 205 号 | 平成 18 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)   |
| 議案第 188 号   | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について       | 議案第 206 号 | 平成 18 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)    |
| 議案第 189 号   | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について                 | 議案第 207 号 | 平成 18 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 3 号)        |
|             |   | 議案第 208 号 | 平成 18 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)         |
|             |   | 議案第 210 号 | 市道路線の認定について                          |
|             |   | 請願第 2 号   | ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求め    |

- る請願について
- 陳情第 6号 森林整備・林業振興と山村地域の活性化に関する陳情について
- 陳情第 7号 悪路改善についての上申について
- 陳情第 8号 「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について
- 追加 議案第211号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第212号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
- 議員派遣の件について

開議 午後1時30分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

なお、12月8日の嶋川議員の議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算（第6号）」の質疑に対する資料は、お手元に配付してあるとおりでありますので、お目通し願います。

（日程1）

議長 日程第1、議案第177号「西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について」から議案第210号「市道路線の認定について」までの28件と請願1件、陳情3件を一括して議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、元親総務常任委員長の報告を求めます。

元親孝志総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案11件に対し、12月11日に開催した委員会で審査を行いました。審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

なお、当委員会では、付託されました議案を総括するため、市長、助役、収入役、教育長との懇談会を行いました。その議案審査の過程並びに懇談の中で委員より出された特徴的な意見、それに対する回答について、概要を抜粋してご報告申し上げます。

初めに、議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算（第6号）」に関連して、行政評価システムの導入に伴い、今後の予算編成の仕組みに変更が生じる可能性があるかという質問に対して、平成20年度の予算編成から約1,800事業の一つ一つについて行政評価システムによる評価を行い、その評価結果に基づいた事業予算を配分するという施策優先度を活用した予算編成となるとの説明がありました。

続いて、市の中・長期財政見通しは、決して楽観できない状況であり、人件費や物件費を初め、事業の見直しなどによって大幅な経費削減をしなければ最悪の事態を招きかねない状況にあり、早

い時期にあらゆる経費の大幅削減に努め、収支のバランスを図るべきではないかとの意見に対し、市長は、基本的に収入額を見込んで歳出予算を組むという考えであり、人件費の削減、補助金の見直しなど経費削減に向けた努力をしているということでありました。

あわせて、行政評価システムによる評価や事業の見直し、評価と連動した予算の配分によって、西予市に見合った適正な財政規模を堅持しながら、健全な財政運営に努めたいと説明がありました。

続いて、三瓶中学校体育館の改築に伴うテニスコート移転のための測量設計監理委託料に関しては、厳しい財政状況を考慮し、施行に当たっては、内容等を十分に精査した上で実施されるよう要望いたしました。

以上、今定例会で付託されました議案の概要について申し上げましたが、適切にご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員会の報告を終わります。

議長 次に、河野厚生常任委員長の報告を求めます。

河野作生厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会付託となりました議案7件、請願1件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおり決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして、特に議論がなされました事項について、その概要の報告を申し上げます。

議案第192号「愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について」は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく75歳以上を対象とする制度で、運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施することとし、18年度中に設立しなければならないと定められたものとの説明でした。

それに対して委員から、規定、費用の問題、市の負担、老人保健の中で今後どのように変わっていくのか等について質疑がありました。この広域連合は、老人医療費を中心に、医療費の負担が現在不公平なため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするためのもので、予算、事務費関係は広域連合に移るという内容であり、平成20年4月1日施行するため

の準備に係る経費は180万9,000円との答弁でありました。

次に、議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)」については、燃料費に対する補正がいろいろな部署でなされており、業者の価格設定などコストダウンの観点からも各課で統一するよう努力すべきでないかとの質疑に対し、財政課とも相談して検討するとの答弁でありました。

福祉事務所に係る事項については、特に新しい施設の設置や建築、大規模改修などの費用がかさむ問題は、西予市が国、県の窓口になることから、全員協議会等に事前に説明すべきであり、議会に周知していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第208号「平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」については、市民の安心・安全を守るため、医師確保について最善の努力をすべきであるとの意見がありました。

また、野村病院の積立金については、19年から会計課の管理になるとの報告があり、会計課の管理になると会計が違うが、病院会計で使うことができるのかとたまたしたところ、病院会計に使用するとの答弁でありました。

また、病院の経営方針やその実態などについて、もっと病院長と率直な意見交換をすべきであるという意見が出され、今後そのような機会をつくっていく方向で意見の一致を見ました。

次に、請願第2号「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める請願について」は、第3回定例会の際に審査いたしました請願第1号と類似いたしており、この件に関しましては、条例制定するのではなく、環境教育に取り組んで、一人一人のモラルの意識改革に力を入れるべきであるという前回の委員会での審査結果なども含めて慎重に審査いたしました。不採択すべきものと決定いたしました。

今回の委員会審査は、1日間という短い時間の中で、議案審査終了後、大規模改修される石城あんしんの家と増築して個室ユニット化される野村町特別養護老人ホーム法正園の現地視察を行い、現状と今後の計画を確認し、集中的な審査となりました。

以上、報告いたします。

平成18年12月19日、厚生常任委員会委員

長河野作生。

議長 次に、浅野産業建設常任委員長の報告を求めます。

浅野忠昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案12件、陳情3件について、12月13日に審査を行いました。審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり決定いたしました。

なお、議案等の審査内容を総括して、市長、助役、収入役との懇談会を実施しました。

以下、審査の過程において、特に指摘、要望のありました事項を抜粋して報告申し上げます。

まず、議案第186号「西予市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第187号「西予市農業委員会の部会の委員定数に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行うもので、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)」のうち、当委員会に付託となりました予算についてを議題とし、質疑に入りました。

まず、建設課分について、委員より、がけ崩れ防災対策事業の負担率について、また工事請負費における総合支所長の決裁上限についてたまたしたところ、理事者から、寄附金は個人負担が13.32%であり、総合支所長の権限に伴う発注の上限は1,000万円であるとの答弁でした。

次に、農林水産課分について、有害鳥獣捕獲補助の詳細についてたまたしたところ、理事者は、被害農家からの被害報告内容を確認後判断し、猟友会等の申請により捕獲頭数を決定し許可するもので、狩猟期間に対する補助を行う決められた期間の捕獲頭数について補助をしているとの答弁がありました。

議案第210号「市道路線の認定について」は、現地確認モ行い、審査の結果、全員異議なく可決決定いたしました。

次に、陳情第6号「森林整備・林業振興と山村地域の活性化に関する陳情について」、審議の結

果、趣旨は十分理解できるが、要望の3項目のうち1項目の西予市集約化団地出荷材促進対策事業の補助については、厳しい財政状況の中で特化した市単独補助は慎重にすべきとの意見を付し、採択と決定しました。

次に、陳情第7号「悪路改善についての上申について」、がけ崩れ等により上申箇所の国道が寸断されると生活道路が通れなくなる実情もあり、議会としては、議長を中心として理事者ともども早期改良について積極的に国や県にお願いできる体制をとるべきとのことで、全員異議なく採択と決定いたしました。

最後に、陳情第8号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情については、意見書の内容については理解できるが、今後とも検討すべきとのことで、継続審査と決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

直ちに討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、8番森川議員。

8番森川一義君 まず、市民の要望を聞く議会であるために、また議員としての責任を果たし、西予市をきれいにするために、「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める請願」が、厚生委員会において否決されました。これに対して反対の意見を述べさせていただきます。

9月議会に続いて12月に同じように西予市をきれいにする条例制定に対する請願が出されたということは、西予市民が今以上に西予市をきれいにすることを願っているということではないでしょうか。請願とは何か。すなわち、民意、住民の意見です。議会は住民の意見を行政に反映させなければいけません。この三瓶町の元町長の山本昌夫さんから出ている「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める

請願」を否決して、西予市民が納得するのでしょうか。よく考えてみてください。いま一度議員としての立場ではなく、一般市民の立場になって考えてください。私たち議員は、市民が安全で安心して生活できる地域環境づくりに先頭に立って活動すべきです。少なくともこの議場に座っている皆さんが、西予市に空き缶やたばこの吸い殻が落ちていて、汚れている町がいいという人はいないと思いますが、いかがでしょうか。もしおられるようでしたら、手を挙げてみてください。

午前中に皆さんのところに写真を配りましたが、この写真ですが、道路に犬のふんが落ちていれば、夜歩いている人が踏んで靴が汚れてしまいます。皆さん目をつぶって想像をしてみてください。自分が夜歩いている、犬のふんを踏んだことを頭の中で考えてみてください。

また、この請願は、三瓶町で花を植えて三瓶町をきれいにしている山本昌夫さんが、西予市民のごみ事情を心配して出されたものです。山本さんの話では、三瓶町では魚を釣りに来て、魚を釣ってかえって、弁当の食べかすやごみを置いて、中にはうんちをして帰る人がいるので大変困っているそうです。議員の皆さんは海岸にごみが落ちてうんちがあればどう思いますか。

皆さんに配っている参考資料を見てください、これです。ある三瓶の方が、三瓶町に落ちているごみの写真を私のところに持ってこられました。この写真を見て、皆さん何とも思いませんか。西予市を少しのごみでも落ちていないきれいな町にするよう、市民一人一人が考えていくべきだと思いますが、皆さんは思いませんか。西予市が汚れている方がいいと思う市民がいるとは、私は思いません。議場におられる皆さん方も同じだと思います。今回は請願人が三瓶の方なので、三瓶町の方々も注目をしています。自分のごみは自分で処理する意識を持てば、この三瓶町の写真のようにはなりません。

12月15日の愛媛新聞に、大野ケ原小学校が20年間にわたり地道にごみ拾いを続けて、小さな親切運動実行賞を贈られました。私たち議員も少しでもごみが落ちていないように、私たちでできることはしないといけません。「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める請願」が否決されたことを、この大野ケ原小学校の児童たちが知ったらどう思うか考

えてください。今まで20年間往復の10キロの道のりをごみを拾いながら歩いているのに、市民の先頭に立つべき議員が、西予市をきれいにすることを考えていないと知ったら、怒りさえ覚えると思います。ごみ拾いをしている児童の立場になって、いま一度考えてみてください。

また、西予市の互助グループでは、ごみを減らす方法を今研究をしておられるのです。議会だけ何もしないでいいのでしょうか。まず私たち議員でできることから始めるべきだと私は思います。私たち議員は、市民の基本とならないといけないと思います。議員は何も仕事をしないと思っている市民も中にはおられるのです。「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなで作る条例制定を求める請願」を否決しては、議員として恥ずかしく思います。この大野ヶ原小学校の児童に対しても恥ずかしいと私は思います。私は西予市の議員として、市民の要望を聞いて責任ある仕事をしますので、「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなで作る条例制定を求める請願について」、厚生常任委員会の否決に対して反対をいたします。議員の皆様は常識ある判断を期待して、私の反対意見を終わります。

議長 次に、17番酒井議員。

17番酒井宇之吉君 反対討論は、賛成討論もそうですが、自席でやるもんだと思っておりましたもんで、資料を整理してございません。ひとつ森川議員の反対討論に対して私の方は、ただいま議題となっております請願第2号の委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

この案件に関しましては、第3回定例会の折に審査いたしました請願第1号と類似しております。ごみ、空き缶のないきれいなまちづくりをするためにごみ1億円削減を掲げ、市民一体となって取り組んでいる最中であり、条例制定して規制するのではなく、環境教育を積極的に取り組んで、一人一人のモラルの意識改革に力を入れるべきであると、かように思い考える次第でございます。

なお、森川議員の先ほどの反対討論でございますけれども、議員各位、条例でここに請願でございます。ごみや空き缶のないきれいなまち西予市をつくることに関しては、反対の議員さんはだれもいません。ただこれを、先ほど委員会で条例制定して規制するのではなく、環境教育を積極的に取り

組んで一人一人のモラルを高めて、そして美しい町をつくっていかうと、こういうことでございます。少し私からいえば、反対討論はピントが外れているのではないかと、こういうように思う次第でございます。

具体的に申し上げますと、これまで請願にございます山本さんにおかれましては、結構お年を召されております。その中でごみや空き缶のないきれいな町を目指して、三瓶花の輪代表者としてご活躍をされておりますことにつきましては、この席をかりまして敬意をお払いする次第でございます。

また、まちづくり、地域づくりという観点から申し上げますと、5町合併いたしまして、各町々がいろんな文化、歴史の中でまちづくりをしてきております。先ほど出ました反対討論には、三瓶町の話ばかりが出てまいりました。委員会の中で、城川の委員さんは、実際は一人一人がこれまで旧町の間から時間をかけて、年数をかけて行政の中で指導のもとで花いっぱい運動等々によってきれいな町をつくらうという形で努力をされて、平成9年には花いっぱい運動によるまちづくりということで、農林水産大臣賞の最優秀賞をいただいております。なお、それが経緯で、平成13年ふるさとづくり賞で内閣総理大臣賞もいただいております。このような町もあるわけです。それぞれがそれぞれの中で一生懸命美しいまちづくりを目指して、ごみや空き缶のないきれいな町をつくらうと努力しているわけです、これまで。

そこで、グローバルに考えてローカルに実践するとおっしゃられております市長の公約のとおりとは、いろん形で私はずれがあるんじゃないかと。各地区の議員が各地区で精いっぱい頑張る必要があると思います。

なお、人づくり教育、そして子供の教育という観点から申し上げます。

子供が通学中に何か悪いことをしていると。それを見た人が、やれ条例だ、やれルールだ、そういう発想ではまちづくりはできません。人づくりもできません。お互いがお互いを注意し合いながら、僕よ、それはいかんよと、そこに通っている親が、地域が、そして注意して一つのモラル、道徳観そういうものを育てていくのがまちづくり、人づくり、そして根にかざしたすばらしいきれいな町になるんじゃないでしょうか。私は、長くな

りますけども、今の現代、本年度の漢字は命ということでした。非常に問題があります。親が子を育て、子が親の面倒を見る、当たり前前が当たり前前にできない、そんな世の中おかしいですよ。先ほど写真を森川議員出されましたけれども、犬のふんなんてんのは、本来正直言って写真だけ見ますと、どの犬がひったかっていうのはわかんないです。私のとこで犬のふん一つとりまして、お前のとこの犬のふんがふったよってという言い方をした人と、おれはちゃんと拾うと、けんかした経緯がございます。いろんな問題があるわけです。そして、三瓶の写真の自動車だとか、不法投棄だとか、こういう問題を出すのはそれは結構でしょう。こういう実態があるということは認識しないといかんでしょう。ただし、国のリサイクル法とか、そういう中でのことからいえば、こういうものは犯罪なんです。警察が取り締まって犯罪なんですよ、相手がわかれば。そういうところで私自身で考えますと、違反している人がおれば、ちょっとしたお互いが注意し合い、お互いが守り合って、そして監視と言ったら悪いですけども、そういうまちづくりを目指して、条例まで制定して、そしてその中でやるべきことではないんじゃないでしょうか。

もう一点ございます。

森川議員、議員の問題をおっしゃられました。先般、全員協議会の中で、大竹議員が、ある議会が視察に来られて、議員控室を見られたと。その中に雑多な議員さんの机を見られたと。私のとこだったかもしれません。ひょっとすると提案者である森川議員だったかもしれません。そして、その視察の議員さんたちは、あっもう見ることはないわいとおっしゃって帰られたそうです。先ほど森川議員さんが提案された議員みずからと言いますのは、こういう整理整頓、自分のとこから自己研さんして、議員一人一人が模範になるように、これから同じになるんですが、結局お互いがそれをするのが当たり前前のことです。当たり前前議員でみんなから選良された人間ですから、やらなきゃだめなこと、わかり切ったことでございます。非常にまちづくりっていうのが原点で反対討論を、賛成討論をしたようでございますけれども、西予市はまだまだ東京のど真ん中じゃございません。松山の条例が出ておりますけども、これだってエリアを決めて、ふんだけとか、缶だけと

か、そして罰金2万円だとか書いておりますけども、西予市に現在そこまでやる必要はないと思います。

以上の見解から、委員長の報告のとおり、不採択に賛成するものでございます。長い間、ありがとうございました。

議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第177号「西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について」を採決いたします。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第177号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第178号「西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第178号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第179号「西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」から議案第191号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」までの13件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第179号から議案第191号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第192号「愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第192号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第193号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第193号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第199号「平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)」についてを採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第199号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第200号「平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第208号「平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」についてまでの9件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第200号から議案第208号までの9件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第210号「市道路線の認定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第210号は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第2号「ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなでつくる条例制定を求める請願について」及び陳情第6号「森林整備・林業振興と山村地域の活性化に関する陳情について」から陳情第8号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について」までの4件を採決いたします。

まず、請願第2号は、ただいまの委員長報告のとおり不採択すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号及び陳情第7号の2件は、ただいまの委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、陳情第6号及び陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第8号は、ただいま委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時13分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時16分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第211号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第212号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」並びに議員派遣の件についての3件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第211号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第211号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、合併以来個人の市民税、固定資産税におきまして、納期前に一括納付した場合、それぞれに前納報奨金を交付いたしております。前納報奨金制度の本来の目的は、税収の早期確保にあり、現況においては、本制度の目的は既に達成されていると思われま

す。また、特別徴収となる給与所得者の市民税は、制度の対象にならないこと、担税力に比較的余裕のある方が利用できる優遇措置であるという公平性に欠ける点が指摘をされております。今回の改正は、そうした納税制度を取り巻く環境変化及び行政評価による事務事業見直しの一環として前納報奨金制度の見直しを行うものであります。

当初は来年度からの制度廃止も検討いたしましたが、国の税制改革が進行中でもあり、市民生活への影響もあることから、今回は廃止に向けた段階的経過措置を講じることとし、報奨金交付額の割合を100分の0.5から100分の0.3に引き下げるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

11番河野作生君。

11番河野作生君 ただいまの説明でお聞きするんですが、報奨金と言われましたが、ここでは奨励金と書いてありますが、どちらが正しいか、ちょっとそこそこ。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 ただいまの提案理由の中で前納報奨金と言いましたが、前納奨励金でございます。

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第211号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第211号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案第211号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第212号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

小玉産業部長。

小玉産業部長 議案第212号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市みかめ海の駅は、三瓶地区中心市街地における商業の振興と地域の活性化を推進し、あわせて農水産物の高度利用、地域住民の憩いと相互交流、都市住民との交流を図ることを目的としたにぎわい拠点施設として、平成19年4月のオープンに向け現在整備中であります。

本施設の管理運営につきましては、さきの第3回臨時議会で設置条例を議決いただき、指定管理者制度により行うことといたしており、11月10日から12月8日までの期間、指定管理者の公募を実施いたしました。公募の結果、1件の申請があり、その申請者であるみかめホールディング株式会社について、去る12月11日に開催いたしました西予市産業部指定管理者審査委員会でのヒアリングと協議を経て指定管理者の候補者として選定をいたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その選定理由として、申請者が地元の異業種の事業者である構成する法人であり、地域の実情に精通した中、民間事業者の発想と手法で柔軟な運営が図られること、施設の設置目的に沿い、西予市三瓶町への来訪者の増加を第一に考え、海、山の自然を生かしながら都市住民との交流を図るとともに、地域の発展、活性化に努めることへの意欲、また民営手法での徹底した経営管理で採算性を確保することなどを経営方針としており、その経営に対する積極的な姿勢などを総合的に判断を

したものであります。

指定期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とし、オープンまでの期間中には、市とみかめホールディングとの協議の上、具体的な運営方法の確定や社員教育など十分な準備を整えたいと考えております。

なお、みかめホールディング株式会社の概要及び事業計画等につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第212号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第212号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、ただいまの議案第212号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から今定例会閉会のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成18年第4回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会では、13日の長きにわたりまして提案いたしました38件につきまして、滞りなく議了いただき、まことにありがとうございました。

審議の間におきましては、皆様からいただきましたさまざまなご指摘、ご意見等につきましては、執行に当たり十分心して努めたいと存じております。

議員の皆様方には、重要かつ困難な問題が山積みしておりましたこの1年、市民の代表としてその重責を全うされ、本市の発展と市民の福祉増進のため絶大なるご尽力を賜りましたことに対し深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

今後も皆様方から厳しいご指摘、ご指導をいただきながら適正かつ健全な市政運営に当たりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、この1年を振り返りますと、夕張市の財政破綻、秋篠宮家の長男悠仁親王のお誕生、北朝鮮の核実験問題、小泉内閣から美しい国づくり内閣を標榜する安倍内閣への政権交代、また教育の現場では、必修科目の未履修問題やいじめを原因とする自殺の急増など、国を揺るがす大きな事件や社会問題が浮き彫りとなり、悲喜こもごもの話題あふれた1年であったように感じます。

ことしも暖冬と言われておりますが、いよいよ厳冬に向かいます折から、議員の皆様方にも切にご自愛くださいませ。来る平成19年が幸多い年になりますことをご祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにあ

りがとうございました。

議長 これをもって平成18年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

平成18年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 9号	専決処分第9号の承認を求めることについて (平成18年度西予市一般会計補正予算(第5号))	18.12.7	原案承認
議案第176号	多田地区生活改善工事第12工区工事変更請負契約について	18.12.7	原案可決
議案第177号	西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第178号	西予市災害派遣手当の支給に関する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第179号	西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第180号	西予市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第181号	西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第182号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第183号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第184号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第185号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第186号	西予市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第187号	西予市農業委員会の部会の委員定数に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第188号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第189号	西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第190号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第191号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第192号	愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について	18.12.19	原案可決
議案第193号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	18.12.19	原案可決
議案第194号	愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更について	18.12.7	原案可決
議案第195号	愛媛県地方税滞納整理機構規約の一部変更について	18.12.7	原案可決
議案第196号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約の一部変更について	18.12.7	原案可決
議案第197号	南予水道企業団規約の一部変更について	18.12.7	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第198号	南予地方水道水質検査協議会規約の一部変更について	18.12.7	原案可決
議案第199号	平成18年度西予市一般会計補正予算(第6号)	18.12.19	原案可決
議案第200号	平成18年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)	18.12.19	原案可決
議案第201号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	18.12.19	原案可決
議案第202号	平成18年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)	18.12.19	原案可決
議案第203号	平成18年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	18.12.19	原案可決
議案第204号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	18.12.19	原案可決
議案第205号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	18.12.19	原案可決
議案第206号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	18.12.19	原案可決
議案第207号	平成18年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)	18.12.19	原案可決
議案第208号	平成18年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	18.12.19	原案可決
議案第209号	八幡浜地区施設事務組合理規約の変更について	18.12.7	原案可決
議案第210号	市道路線の認定について	18.12.19	原案可決
議案第211号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	18.12.19	原案可決
議案第212号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	18.12.19	原案可決
請願第2号	ゴミや空き缶のないきれいなまち西予市をみんなで作る条例制定を求める請願について	18.12.19	不採択
陳情第6号	森林整備・林業振興と山村地域の活性化に関する陳情について	18.12.19	採択
陳情第7号	悪路改善についての上申について	18.12.19	採択
陳情第8号	「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出を求める陳情について	18.12.19	継続審査
	議員派遣の件について	18.12.19	承認